

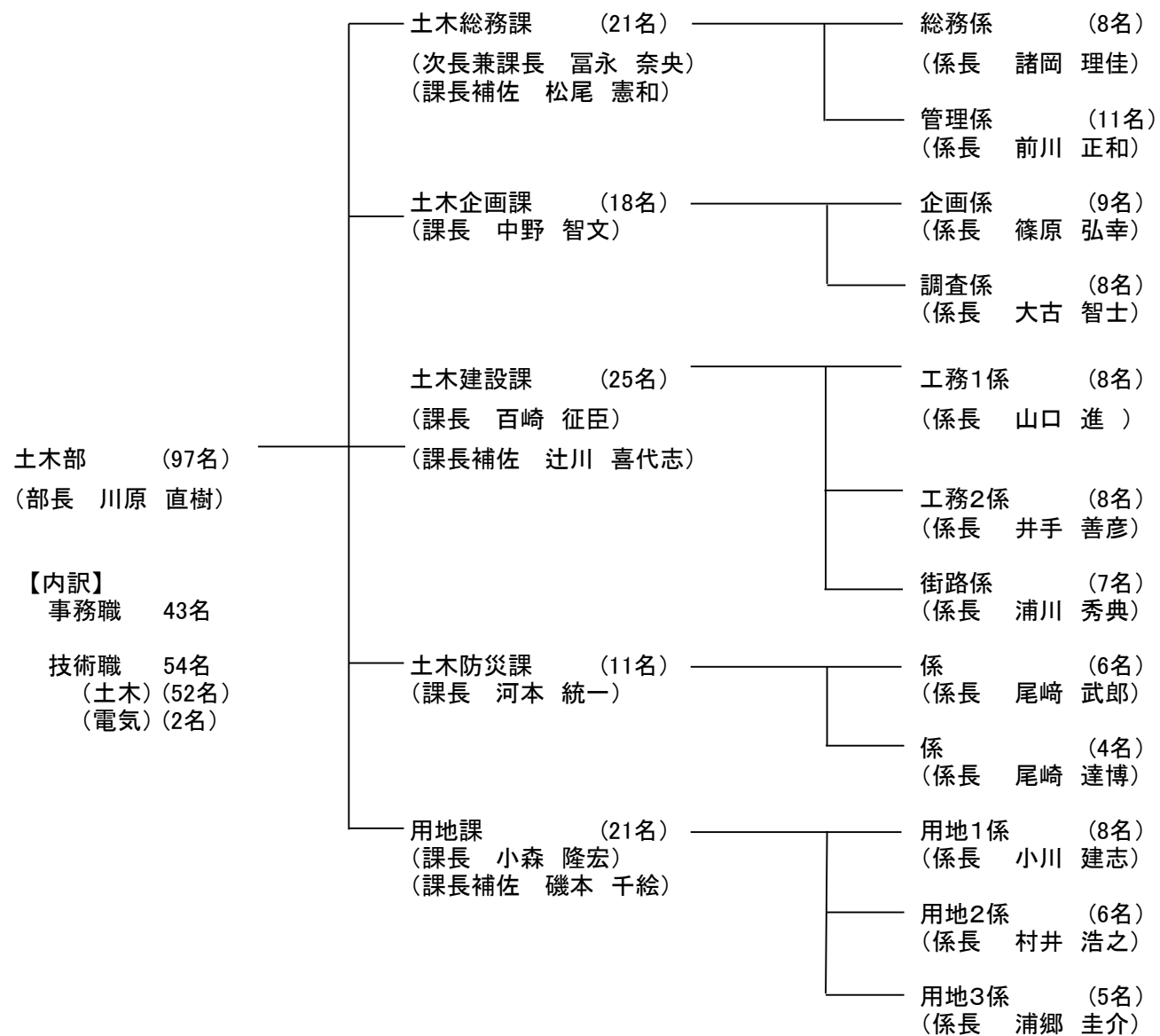
所管事項調査に関する資料

目 次	ページ
1 機構及び職員数	2
2 分掌事務	3
3 所管事務の現況等	
(1) 道路事業の概要(土木総務課、土木企画課、土木建設課、土木防災課)	4 ～ 18
(2) 河川事業の概要(土木防災課)	19 ～ 27
(3) 公園等事業の概要(土木総務課、土木建設課、土木防災課)	28 ～ 31
(4) 市営駐車場・二輪車等駐車場の概要(土木企画課)	32 ～ 36
4 平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討の状況について	37 ～ 45
5 街区公園の適正配置について	46 ～ 51
6 市庁舎周辺道路の施工箇所の見直しについて	52 ～ 54
7 市道宿町22号線の安全対策(通行止め)について	55 ～ 58
8 令和3年陳情第6号「個人の土地を市が長期に渡り不当使用の件に付き 早急に解決を望む陳情について」のその後の経過について	59 ～ 63
9 指定管理者の更新の方針について	64 ～ 100

土木部
令和6年6月

1 機構及び職員数

(令和6年4月1日現在)



※()書きはそれぞれ部長、課長、課長補佐、係長を含んだ正規職員数(再任用、嘱託員、臨時職員は除く。)

2 分掌事務

課 名	分 掌 事 務	課 名	分 掌 事 務
土木総務課	(1) 部の統括に関する事。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関する事。 (3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関する事。 (4) 部の所管に係る予算の経理に関する事。 (5) 市道、準用河川、都市下水路及び法定外公共物(市所有の里道、水路等に限る。)並びに海岸及び公園の管理に関する事。 (6) 市道の路線の認定、廃止及び変更に関する事。 (7) さくらの里の管理に関する事。 (8) 道路台帳及び公園台帳に関する事。 (9) 車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づく通行の制限に関する事。 (10) 法定外公共物譲与申請に関する事。 (11) 緑地保全に関する事。 (12) 都市緑化推進事業に関する事。 (13) 緑化基金事業に関する事。 (14) 公共花壇デザイン選定審査会に関する事。 (15) 緑化関係団体の育成及び連絡調整に関する事。 (16) 部内事務の連絡調整に関する事。	土木建設課	(1) 補助幹線道路の新設工事及び改良工事の設計及び施行に関する事。 (2) 都市計画道路に関する事(新設工事及び改良工事の設計及び施行に関するものに限る。) (3) 総合公園及び運動公園の新設工事及び改良工事の設計及び施行に関する事。 (4) 稲佐山公園、平和公園(平和会館を除く。)、長崎東公園、長崎市総合運動公園及び長崎公園の維持補修に関する事。 (5) 街路灯に関する事。
土木企画課	(1) 市道の新設工事及び改良工事の企画に関する事。 (2) 都市計画道路に関する事(土木建設課の所管に係るものを除く。) (3) 駐車場に関する事。 (4) 高速道、国道、県道等の幹線道路及び道路交通環境に関する事。 (5) 公園、緑地等の調査、計画及び都市計画決定に関する事。 (6) 都市交通審議会、移動等円滑化推進協議会及び平和公園再整備基本計画検討委員会に関する事。	土木防災課	(1) 二級河川、準用河川、都市下水路及び法定外公共物(市所有の水路等に限る。)の改良工事の計画、設計及び施行に関する事。 (2) 橋梁等の長寿命化に関する事。 (3) 海岸事業に関する事。 (4) 砂防事業に関する事。 (5) 水防対策に関する事。 (6) 公共土木施設(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第1条各号に掲げるもの(土木部の所管に係るものに限る。)をいう。)及び法定外公共物の災害復旧に関する事。
		用地課	(1) 土地の取得及び登記に関する事。 (2) 建設事業等の施行に伴う財産上の補償に関する事。 (3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定による公告、許可等に関する事。 (4) 土地開発基金の管理及び処分に関する事。

3 所管事務の現況等

(1) 道路事業の概要

ア 道路整備の基本的な考え方

- ・ 高規格道路や幹線道路については、近隣都市との移動時間短縮、地域間の連結強化及び交通混雑の解消を図るため、整備を促進する。
- ・ 補助幹線道路については、市街地の交通混雑の解消や、道路ネットワークの形成による移動の円滑化を図るため、重点路線を中心に整備を推進する。
- ・ 老朽化する橋梁やトンネル等の道路構造物については、関係部局と連携して、計画的な維持管理により、施設の長寿命化と維持管理費の縮減を図る。
- ・ 電柱については、無電柱化を推進し、防災性の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観形成を図る。

イ 市道及び法定外公共物の現況

(令和6年4月1日現在)

地域	地区面積 (A) km ²	路線数 路線	実延長 (B) m	実延長の内訳		橋 梁		トンネル		法定外公共物
				改良済 延長 m	未改良 延長 m	個数 橋	延長 m	個数 ヶ	延長 m	里道 延長 km
旧市内	240.83	5,136	1,271,781	897,719	374,063	750	8,884	8	2,123	1,326
香焼地区	4.51	90	26,166	19,290	6,876	2	10	0	0	17
伊王島地区	2.26	42	17,511	9,231	8,280	6	395	1	286	26
高島地区	1.34	27	11,987	7,747	4,240	3	109	0	0	9
野母崎地区	20.93	203	103,317	29,033	74,283	51	282	0	0	167
外海地区	46.62	184	133,970	64,702	69,267	33	356	0	0	305
三和地区	21.74	280	117,672	70,747	46,925	28	310	0	0	157
琴海地区	67.63	428	204,546	91,846	112,700	43	591	0	0	596
合計	405.86	6,390	1,886,949	1,190,315	696,634	916	10,934	9	2,409	2,603

※各「延長」欄の小数点以下の値は記載を省略しているため合計積み上げが合わない場合があります。

ウ 主要事業の概要

1) 高規格道路の整備促進（土木企画課）

高規格道路の整備促進を図るため、国土交通省、長崎県、西日本高速道路㈱等に対する要望活動及び関係機関との相互調整を行っている。

① 高規格幹線道路 九州横断自動車道（長崎 IC～長崎多良見 IC）の 4 車線化 L=11.3 km

（事業主体：西日本高速道路㈱）

- ・ 長崎芒塚 IC～長崎多良見 IC（L=8.3 km）

平成 24 年 4 月事業許可（令和元年 6 月 完成供用）

- ・ 長崎 IC～長崎芒塚 IC（L=3.0 km）

平成 28 年 6 月事業許可（令和 4 年 3 月 完成供用）

② 地域高規格道路 長崎南北幹線道路（長崎市田上町～時津町野田郷）L=約 15 km

（事業主体：長崎県）

- ・ 長崎南北幹線道路 未整備区間（長崎市茂里町～時津町野田郷 約 7km）

令和元年度 ルート選定委員会より県へ提言（概ねのルート案）

令和 3 年度 都市計画決定（都市計画道路長崎時津縦貫線）

令和 4 年度～ 長崎市茂里町～滑石 約 5.3km : 事業中

長崎市滑石～時津町野田郷 : 事業化に向けた検討

- ・ 主要地方道長崎畝刈線 滑石工区（長崎市滑石 2 丁目～時津町野田郷 約 1.4km）

令和 5 年度～ 事業中

③ 地域高規格道路 西彼杵道路（時津町野田郷～佐世保市大塔町）L=約 46 km

（事業主体：長崎県）

- ・ 西彼杵道路 時津工区（時津町日並郷～野田郷 約 3.4 km）

平成 26 年度事業化（令和 5 年 2 月 完成供用）

- ・ 西彼杵道路 未整備区間（西海市西彼町平山郷～時津町日並郷 約 23km）

令和 2 年度 道路計画検討委員会より県へ提言（概略ルート、優先整備区間）

令和 4 年度～ 西海市西彼町平山郷～白似田郷（大串白似田バイパス 約 6.6 km） : 事業中

西海市西彼町白似田郷～時津町日並郷 : 事業化に向けた検討

④ 都市計画道路 長崎外環状線（西彼杵郡時津町～江川町） L=22.2 km

（事業主体：長崎県）

- ・ 新戸町～江川町（約 5.2km）

平成 28 年度から事業中

2) 幹線道路の整備促進（土木企画課）

幹線道路（一般国道、主要地方道、一般県道）の改良及び交通安全対策等の整備促進を図るため、国土交通省、長崎県等に対する要望活動及び関係機関との相互調整を行っている。

① 一般国道 34 号（事業主体：国土交通省）

- ・ 日見バイパス（新日見トンネル）の 4 車線化（令和 3 年 3 月 完成供用）
- ・ 新大工・馬町交差点改良 平成 25 年度から事業中
- ・ 切通地区事故対策事業（令和 4 年 3 月 完成供用）
- ・ 桜町歩道整備事業 令和 5 年 7 月 完成供用
- ・ 歩行者利便増進道路整備事業（長崎）令和 6 年度新規事業化

② 一般国道 499 号（事業主体：長崎県）

- ・ 栄上工区（約 1.3 km）平成 20 年度から事業中
- ・ 岳路工区（約 2.1 km）令和 4 年 3 月完成供用

③ 一般国道 324 号（事業主体：長崎県）

- ・ 滑川工区（約 0.4 km）令和 6 年 3 月 完成供用
- ・ 茂木拡幅（約 0.14km）令和 5 年度から事業中

④ 一般国道 202 号（事業主体：長崎県）

- ・ 福田本町工区（約 0.8 km）平成 24 年度から事業中
- ・ 小浦工区（約 0.5 km）令和 2 年度から事業中

⑤ 都市計画道路 滑石町線（事業主体：長崎県）

- ・ 大神宮工区（約 0.9 km）平成 23 年度から事業中

⑥ 主要地方道野母崎宿線（事業主体：長崎県）

- ・ 千々工区（約 1.2 km）平成 23 年度から事業中
- ・ 大崎～宮摺工区（約 0.4 km）平成 26 年度から事業中
- ・ 飯香浦工区（約 1.1 km）平成 26 年度から事業中

- ・ 為石工区(約 0.5 km) 平成 26 年度から事業中
- ・ 脇岬工区(約 0.2 km) 平成 28 年度から事業中
- ⑦ 一般県道深堀三和線(事業主体：長崎県)
 - ・ 深堀工区(約 0.5 km) 平成 27 年度から事業中
- ⑧ その他の幹線道路の整備(事業主体：長崎県)

主要地方道東長崎長与線(改良)、主要地方道神ノ浦港長浦線(改良)、一般県道長崎漁港村松線(改良)など

3) 道路整備に関する協議会の運営(土木企画課)

幹線道路整備促進に関する要望等を行う協議会の運営を行っている。

- ① 一般国道 34 号道路整備促進協議会
- ② 一般国道 499 号道路整備促進協議会
- ③ 一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会
- ④ 長崎外環状線道路建設促進協議会
- ⑤ 西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会

4) 都市計画道路に関する計画・調整(土木企画課・土木建設課)

都市計画道路の都市計画決定・変更などに係る事務を行っている。

5) 都市計画街路事業(土木建設課)

国庫補助事業と、起債事業の地方道路等整備事業により、国県道等の幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を進めている。

【主要な整備路線】

(令和 6 年 3 月末現在)

	路 線 名	延 長	幅 員	事業期間 (認可期間)	進捗率
①	新地町稲田町線	400m	15m	H12～R9 (H12～R9)	81%
②	大黒町恵美須町線	110m	26.25m	H26～R14 (H26～R9)	10%
③	銅座町松が枝町線(銅座工区)	420m	15m	H26～R11 (H26～R6)	47%
④	片淵線(新大工工区)	270m	8m	H28～R9 (H28～R6)	39%

2)-⑧

主) 東長崎長与線

- ・ミツ山町 (H30～)
- ・平間町 (R2)

主) 神ノ浦港長浦線

- ・琴海戸根町～長浦町 (H19～)
- ・神浦向町 (H27～)

一) 奥ノ平時津線

- ・西海町桂山 (H24～R3)

一) 長崎漁港村松線

- ・西海町平床 (H24～H27)
- ・西海町榎ノ久保 (H25～R3)
- ・松崎町 (H28～)

1)-③ 地高) 西彼杵道路

- ・時津工区 (時津町 (日並～野田)) (R4年度完成)
- ・大串白似田バイパス (西海市 (平山～白似田)) (R4～)
- ・西海市白似田～時津町日並 (事業化検討中)

2)-⑤ (都) 滑石町線

- ・横道工区 (H13～H26)
- ・大神宮工区 (H23～)

(都) 道の尾駅前線

- ・葉山工区 (H16～H22)

1)-② 地高) 長崎南北幹線道路

- ・元船町～茂里町 (S50～H22) ((都) 浦上川線)
- ・茂里町～滑石 (R4～)
- ・滑石～時津町野田 (事業化検討中)
- ・主) 長崎欽刈線 滑石工区 (R5～)

ながさき女神大橋道路 (木鉢～戸町)

(H17. 12開通)

主) 長崎南環状線 ((都) 長崎外環状線)

- ・長崎IC～田上 (H16. 3供用)
- ・田上～新戸町 (H23. 2供用)

主) 長崎南環状線 ((都) 女神大橋線)

- ・大浜～木鉢～戸町 (H17. 12供用)
- ・戸町～新戸町 (H20. 3供用)

一) 伊王島香焼線 (伊王島大橋)

- ・伊王島2丁目～香焼町 (H23. 3供用)

(都) 栄上為石線

- ・栄上工区 (H13～H22)
- ・為石工区 (H 5～H19)

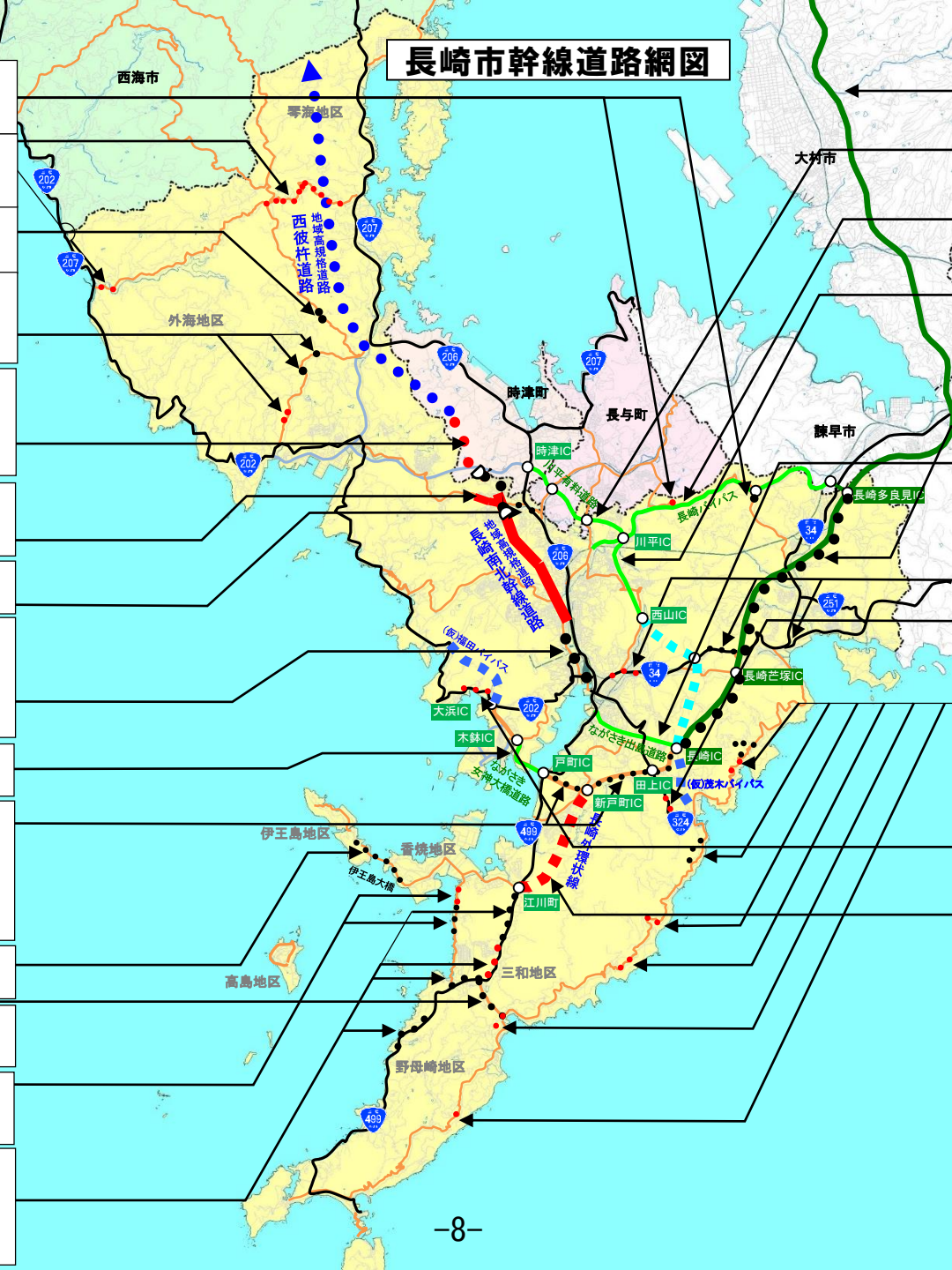
2)-⑦ 一) 深堀三和線

- ・大籠工区 (H 2～H24)
- ・深堀工区 (H27～)

2)-② 国道499号

- ・竿浦工区 (H 3～H22)
- ・栄上工区 (H20～)
- ・蚊焼工区 (H15～H23)
- ・岳路工区 (H22～R 3)

長崎市幹線道路網図



九州横断自動車道長崎大分線

- ・長崎県長崎市～大分県大分市

川平有料道路

- ・H2. 7開通

長崎バイパス

- ・S42. 11開通

長崎バイパス西山延伸

- ・H3. 3開通

1)-①

九州横断自動車道(長崎～長崎多良見) 4車線化

- ・長崎芒塚IC～長崎多良見IC (R1. 6供用)
- ・長崎IC ～長崎芒塚IC (R4. 3供用)
- ※暫定2車線 長崎～長崎多良見 (H16. 3供用)

ながさき出島道路

- ・H16. 3開通

2)-① 国道34号

- ・日見バイパス(新日見トンネル) (R3. 3 4車線化)
- ・新大工・馬町交差点改良 (H25～)
- ・切通地区事故対策事業 (H27～R3)
- ・桜町歩道整備事業 (R4～R5)
- ・歩行者利便増進道路整備事業 (R6～)

2)-③ 国道324号

- ・滑川工区 (H27～R5)
- ・茂木拡幅 (R5～)

2)-⑥ 主) 野母崎宿線

- ・飯香浦工区 (H26～)
- ・茂木工区 (H20～H28)
- ・大崎～宮摺工区 (H26～)
- ・千々工区 (H23～)
- ・為石工区 (H26～)
- ・脇岬工区 (H28～)

2)-④ 国道202号

- ・福田本町工区歩道整備 (H24～)
- ・小浦工区歩道整備 (R 2～)

1)-④ (都) 長崎外環状線

- ・新戸町～江川町 (H28～)

凡例	
構想路線	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
計画路線	● ● ● ● ● ● ● ●
都市計画道路(未着手)	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
都市計画道路(事業中)	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
有料道路	— — — — — — — —
高速道路	— — — — — — — —
国 道	— — — — — — — —
県 道	— — — — — — — —
幹線道路(事業中)	● ● ● ● ● ● ● ●
幹線道路(整備済)	● ● ● ● ● ● ● ●

※(都):都市計画道路 主):主要地方道 一):一般県道
地高):地域高規格道路 赤字:事業中の道路

補助幹線道路（都市計画道路）



5)-② 大黒町恵美須町線
L=110m H26～R14
(H26～R9)

5)-③ 銅座町松が枝町線(銅座工区)
L=420m H26～R11
(H26～R6)

5)-① 新地町稲田町線
L=400m H12～R9
(H12～R9)

5)-④ 片淵線(新大工工区)
L=270m H28～R9
(H28～R6)

凡例

路線名
整備延長 事業期間
(認可期間)

6) 道路新設改良事業（土木建設課）

国庫補助事業と、起債事業の地方道路等整備事業により、国県道等の幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を進めている。

【主要な整備路線】

（令和 6 年 3 月末現在）

	路 線 名	延 長	幅 員	事業期間 (認可期間)	進 捗 率
①	江平浜平線	2,260m	9.75m	H9～R11 (H9～R8)	82%
②	中川鳴滝 3 号線	1,200m	10～12m	H12～R12 (H12～R7)	47%
③	川上町出雲線	576m	10.5m	H3～R10 (H3～R10)	90%
④	清水町白鳥町 1 号線	430m	12m	H23～R9 (H23～R7)	71%
⑤	虹が丘町西町 1 号線	1,950m	10m	H9～R11 (H9～R7)	48%
⑥	相川町四杖町 1 号線 ほか 4 線	2,720m	8.75～11.5m	H9～R7 (H9～R7)	92%
⑦	土井首町磯道町線	760m	8.5m	H19～R6	81%

補助幹線道路（市道）



6)-⑤虹が丘町西町1号線
L=1,950m H9~R11
(H9~R7)

6)-⑥相川町四杖町1号線
ほか4線
L=2,720m H9~R7
(H9~R7)

6)-①江平浜平線
L=2,260m H9~R11
(H9~R8)

6)-③川上町出雲線
L=576m H3~R10
(H3~R10)

6)-⑦土井首町磯道町線
L=760m H19~R6

6)-④清水町白鳥町1号線
L=430m H23~R9
(H23~R7)

6)-②中川鳴滝3号線
L=1,200m H12~R12
(H12~R7)

凡例

路線名
整備延長 事業期間
(認可期間)

7) 地方道路等整備事業（土木建設課）

道路新設改良事業で整備を進めている主要路線における、仮舗装などの応急的な整備と斜面移送機器の維持補修を行っている。

8) 道路構造物等補強（土木防災課）

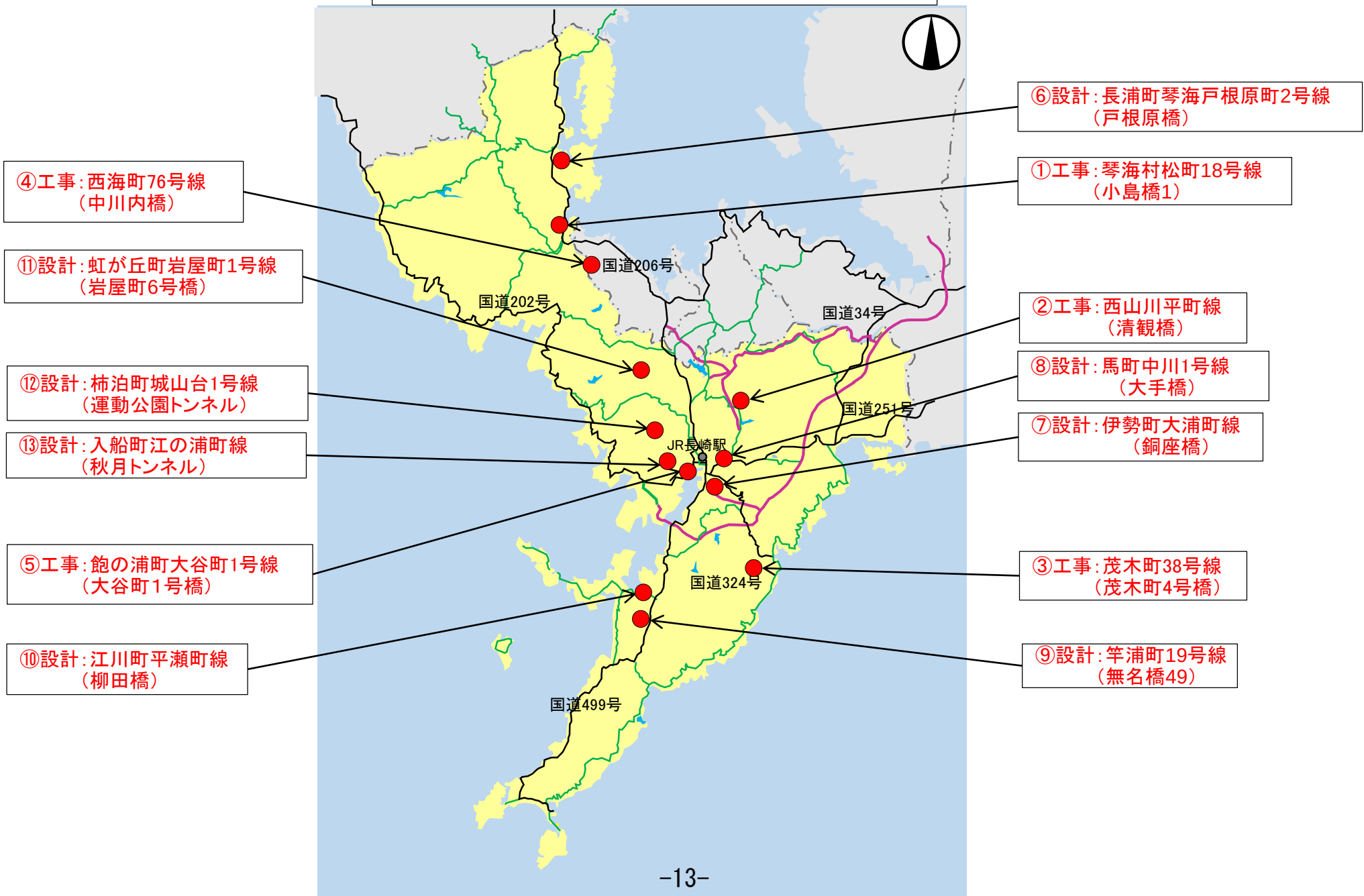
国の道路メンテナンス事業補助を活用し、道路等の災害を防止するため、道路構造物等について、法に規定された5年に1回の定期点検や緊急性に応じた補修・補強を行うもの。

令和6年度の事業予定

工事 5 橋、設計 6 橋 2 トンネル、点検 180 橋

	路線名（橋梁・トンネル名）	延長	事業内容
①	琴海村松町 18 号線（小島橋 1）	26.6m	工事
②	西山川平町線（清観橋）	10.0m	工事
③	茂木町 38 号線（茂木町 4 号橋）	5.6m	工事
④	西海町 76 号線（中川内橋）	5.2m	工事
⑤	飽の浦町大谷町 1 号線（大谷町 1 号橋）	5.0m	工事
⑥	長浦町琴海戸根原町 2 号線（戸根原橋）	16.6m	設計
⑦	伊勢町大浦町線（銅座橋）	15.1m	設計
⑧	馬町中川 1 号線（大手橋）	12.6m	設計
⑨	竿浦町 19 号線（無名橋 49）	7.5m	設計
⑩	江川町平瀬町線（柳田橋）	7.0m	設計
⑪	虹が丘町岩屋町 1 号線（岩屋町 6 号橋）	5.9m	設計
⑫	柿泊町城山台 1 号線（運動公園トンネル）	934.0m	設計
⑬	入船町江の浦町線（秋月トンネル）	77.0m	設計

道路構造物等補強事業（橋梁・トンネル）



9) 道路災害復旧（土木防災課）

異常な天然現象により被災した道路施設を復旧するもの。

※令和5年度の道路災害件数は0件

10) 街路灯整備事業（土木建設課）

地域住民が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりの推進を図るため、自治会等からの要望に応じて生活道路や通学路などにLED街路灯を設置している。

なお、省エネルギー化を図るため、平成25年度から平成28年度の4か年で蛍光灯の街路灯約35,000灯のLED化を完了している。

また、令和6年3月末時点における街路灯の設置数は、市全域で約38,000灯である。

【LED街路灯への転換及び新設状況】

年 度	転換灯数(灯)	新設灯数(灯)	年 度	転換灯数(灯)	新設灯数(灯)
H25	5,716	294	R1	－	234
H26	11,058	253	R2	－	332
H27	11,477	388	R3	－	373
H28	6,395	379	R4	－	255
H29	－	357	R5	－	253
H30	－	255	R6(予定)	－	230
			H25～R6(予定) 計	34,646	3,603

11) 無電柱化推進事業(土木建設課・土木企画課)

防災性の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観形成を図ることを目的に、国の定める無電柱化推進計画に基づき、国庫補助を活用しながら、幹線道路や観光地など優先度の高い路線の整備を行っている。

【整備済路線(市道)】

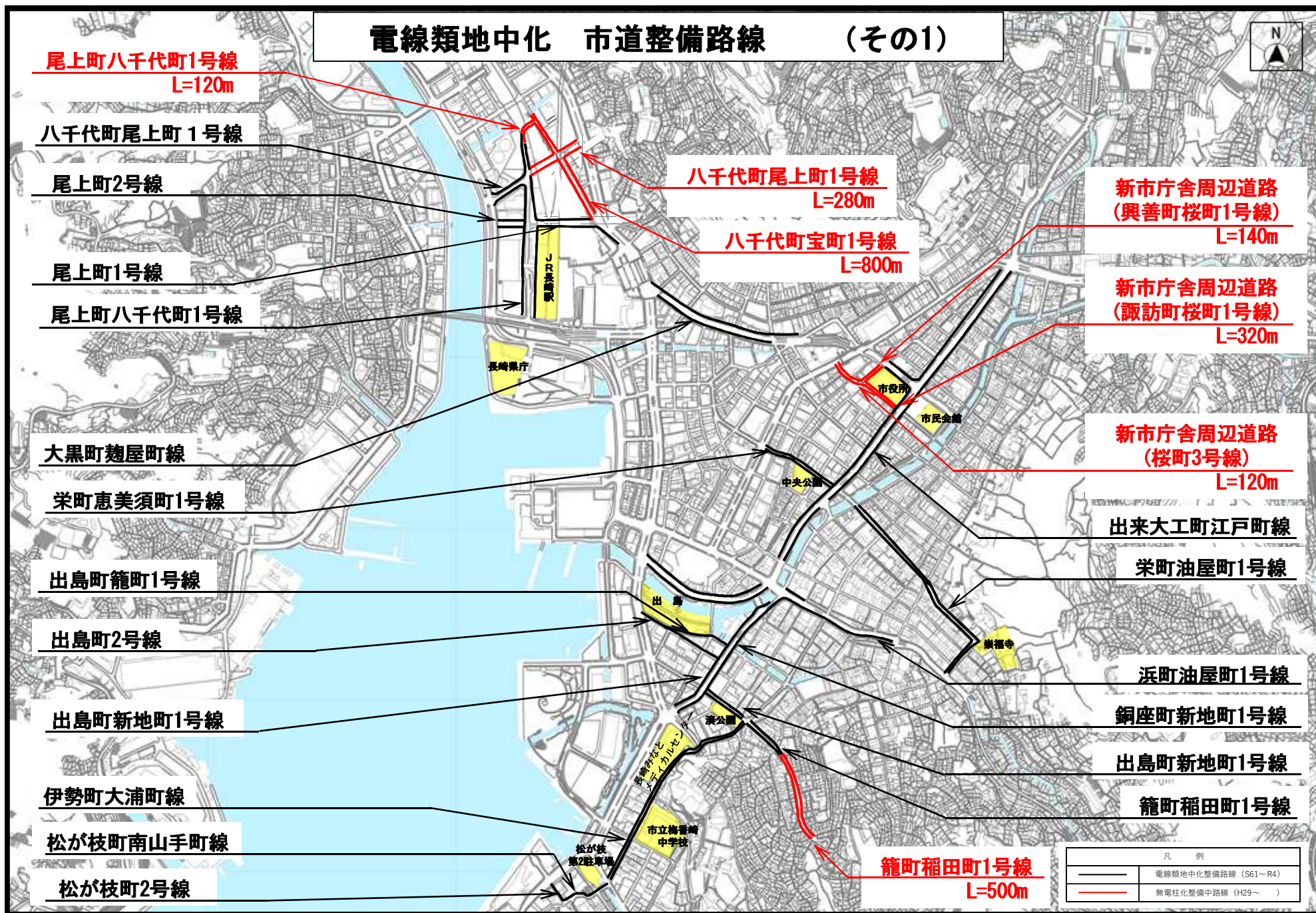
(令和6年3月末現在)

路 線 名	整備済延長 (上下線)	計画期間	路 線 名	整備済延長 (上下線)	計画期間
出来大工町江戸町線	2,520m	S61 年度～H2 年度 (第1期電線類地中 化計画)	松が枝町南山手町線	200m	H11 年度～H15 年度 (新電線類地中化計画)
浜町油屋町1号線	720m		松が枝町2号線	120m	
栄町油屋町1号線	700m		銅座町新地町1号線	640m	
大黒町麴屋町線	720m		伊勢町大浦町線	520m	
大黒町麴屋町線	960m	H3 年度～H6 年度 (第2期電線類地中 化計画)	出島町2号線	500m	H16 年度～H20 年度 (無電柱化推進計画)
出来大工町江戸町線	380m		出島町籠町1号線	320m	
伊勢町大浦町線	700m		出島町新地町1号線	280m	
栄町恵美須町1号線	440m		伊勢町大浦町線	80m	H21 年度～H29 年度 (無電柱化に係るガイドラ イン)
栄町油屋町1号線	300m		松山町大橋町線	1,200m	
銅座町新地町1号線	300m		籠町稲田町1号線	300m	H30 年度～R2 年度 (無電柱化推進計画)
栄町油屋町1号線	300m	H7 年度～H10 年度 (第3期電線類地中 化計画)	八千代町尾上町1号線	320m	
住吉町文教町線	1,140m		尾上町八千代町1号線	1,100m	
茂里町3号線	440m		尾上町2号線	90m	
			尾上町1号線	300m	
			合計	15,590m	

【整備中の路線(市道)】

(令和 6 年 3 月末現在)

路 線 名	整備延長 (上下線)	事業期間	進 捗 率
籠町稲田町 1 号線	500m	H29 年度～R7 年度 (無電柱化推進計画)	94%
新市庁舎周辺道路 (興善町桜町 1 号線ほか 2 線)	580m	R2 年度～R9 年度 (無電柱化推進計画)	41%
尾上町八千代町 1 号線	120m	H30 年度～R7 年度 (無電柱化推進計画)	0.5%
八千代町尾上町 1 号線	280m	R1 年度～ R4 年度 (無電柱化推進計画)	100.0% ※R8 年度 入線・抜柱予定
八千代町宝町 1 号線	800m	R1 年度～ R 7 年度 (無電柱化推進計画)	45.5%



電線類地中化 市道整備路線 (その2)



住吉町文教町線

市立
西浦上
小学校

市立
西浦上
中学校

市立
西町
小学校

松山町大橋町線

県営
野球場

市民総合
プール

市営
ラグビー
サッカー場

市営
陸上競技場

平和公園

浦上天主堂

湯心池
公園

茂里町3号線

県立長崎
西高等学校

JR
浦上駅

長崎
ブリック
ホール

凡 例

電線類地中化整備路線 (S61～R4)

無電柱化整備中路線 (H29～)

(2) 河川事業の概要

ア 河川整備の基本的な考え方

河川整備において、水害に対する安全性の向上を図ると共に、自然環境への影響や地域との調和に配慮した川づくりを進めている。

また、近年、想定外の降雨による大規模な洪水が発生していることから、従来のハード対策に加え、洪水ハザードマップ等のソフト対策を活用し、水害リスクの低減を図る。

イ 河川及び法定外公共物の現況

一級河川、二級河川、準用河川とは、河川法により管理される河川である。

普通河川とは、条例により管理される河川で、条例上は法定外公共物という。

(令和6年3月末現在)

種 類	管 理	本 数	延 長 (km)
一級河川	国	0	0
二級河川	県	49	126
準用河川	市	53	34
普通河川 (法定外公共物)	市	—	1,363

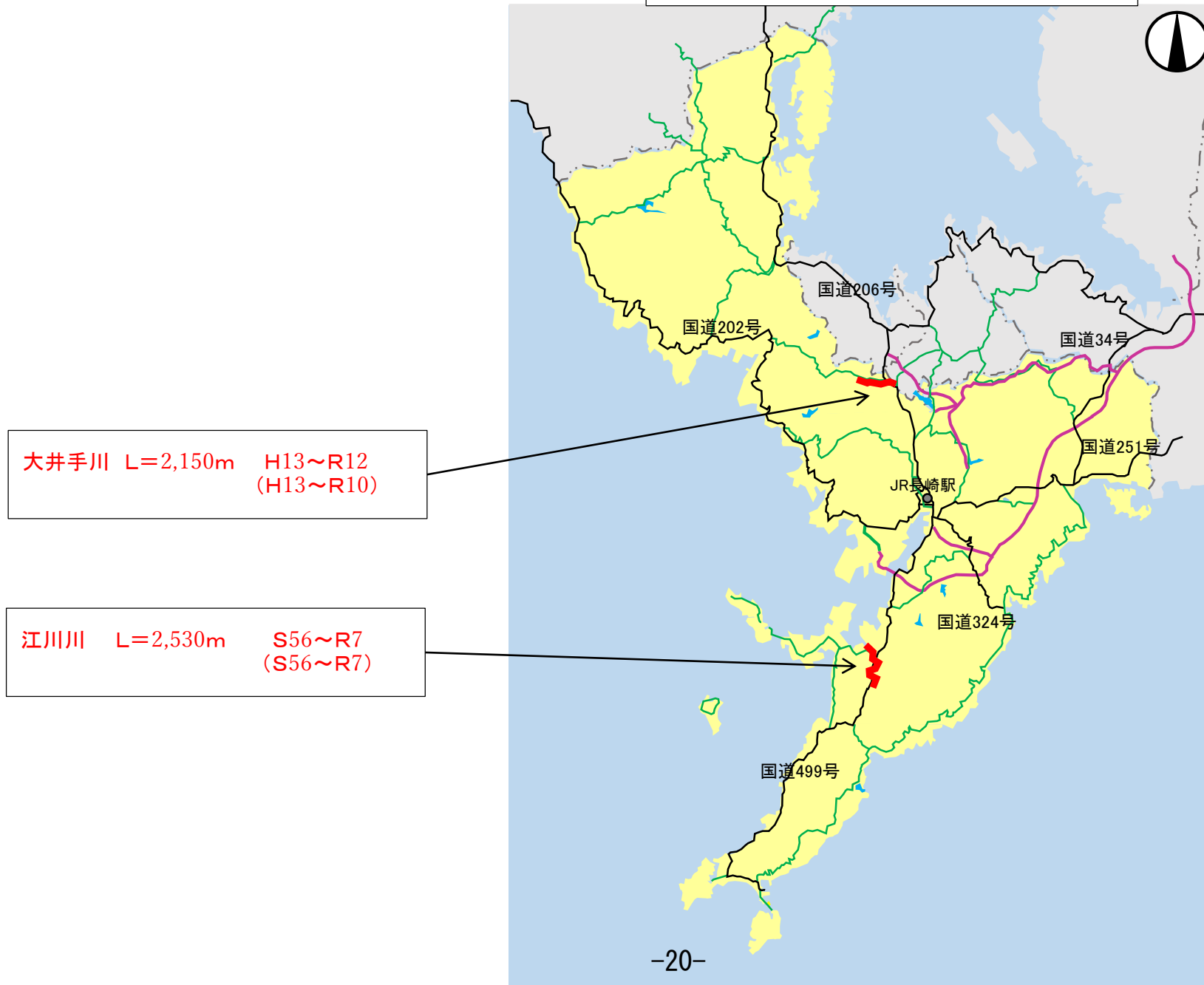
ウ 主要事業の概要

1) 河川等整備事業 (土木防災課)

(令和6年3月末現在)

河川名	全体計画	事業期間 (認可期間)	進捗率
江川川	2,530m	昭和56年度から令和7年度まで (昭和56年度から令和7年度まで)	94%
大井手川	2,150m	平成13年度から令和12年度まで (平成13年度から令和10年度まで)	83%

河川等整備事業費



2) 洪水ハザードマップ作成（土木防災課）

避難に関する情報を住民に周知することで円滑な避難を促し、被害の軽減を図るため、長崎県が指定した洪水浸水想定区域をもとに洪水ハザードマップを作成する。

（令和 6 年 3 月末現在）

浸水想定区域指定	河川名（二級河川）	洪水ハザードマップ作成状況
平成 30 年 8 月 31 日	中島川	作成済み（平成 31 年 3 月作成）
令和 3 年 2 月 24 日	浦上川	作成済み（令和 4 年 3 月作成）
令和 3 年 3 月 12 日	八郎川	作成済み（令和 4 年 5 月作成）
令和 4 年 7 月 1 日	神浦川、多以良川、二股川 式見川、西山川、鹿尾川 黒浜川、宮崎川、江川	作成済み（令和 5 年 10 月作成）
令和 6 年 3 月 22 日	城山川、大井手川、三川川 現川川、千間田川、清水川 間の瀬川、松原川、正念川、平古場川 日見川、若菜川、川平川 小江川、戸石川、手熊川 大浦川、江川川、落矢川 千々川、多以良川、二股川 三重川、大川、蚊焼大川 出津川、黒崎川、川下川 大江川、西海川、谷口川 戸根川、手崎川、村松川	作成中（令和 7 年 6 月予定）

3) 河川災害復旧(土木防災課)

異常な天然現象により被災した河川施設を復旧するもの。

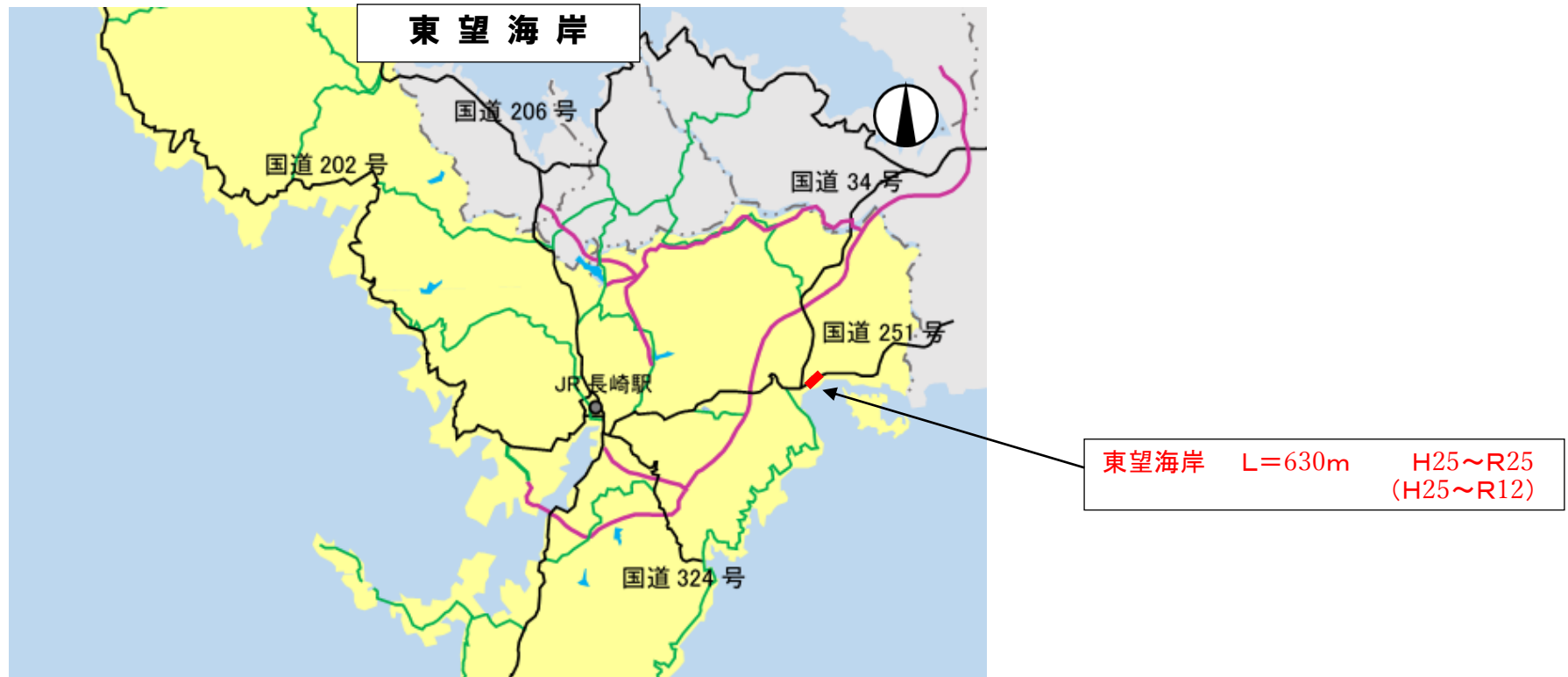
※令和5年度の河川災害件数は0件

4) 海岸保全事業(土木防災課)

国の補助制度を活用し、東望地区の海岸において、海岸の越波対策のため、「東望海岸」の整備を進めている。

(令和6年3月末現在)

海岸名	全体計画	事業期間 (認可期間)	進捗率
東望海岸	630m	平成25年度から令和25年度まで (平成25年度から令和12年度まで)	36%



5) 自然災害防止事業(土木防災課)

急傾斜地の崩壊による被害から市民の生命を守るため、地域からの申請に基づき、急傾斜地崩壊対策を実施するものである。

令和 6 年度の市施行箇所の概要

(令和 6 年 3 月末現在)

	地区名	全体計画	事業期間 (予定)
①	深堀 5 丁目	延長 120m	平成 30 年度から令和 7 年度まで
②	三原 (8)	延長 85m	令和 4 年度から令和 14 年度まで
③	東上蛸道	延長 50m	令和 4 年度から令和 8 年度まで
④	小ヶ倉 2 丁目 (4)	延長 44m	令和 4 年度から令和 8 年度まで
⑤	滑石 5 丁目 (4)	延長 63m	令和 5 年度から令和 11 年度まで
⑥	滑石 5 丁目 (6)	延長 25m	令和 5 年度から令和 7 年度まで
⑦	平間 (7)	延長 120m	令和 6 年度から令和 20 年度まで
⑧	後手ー15	延長 65m	令和 6 年度から令和 12 年度まで
⑨	川平 (60)	延長 16m	令和 6 年度から令和 8 年度まで

令和 6 年度の県施行箇所の概要

(令和 6 年 3 月末現在)

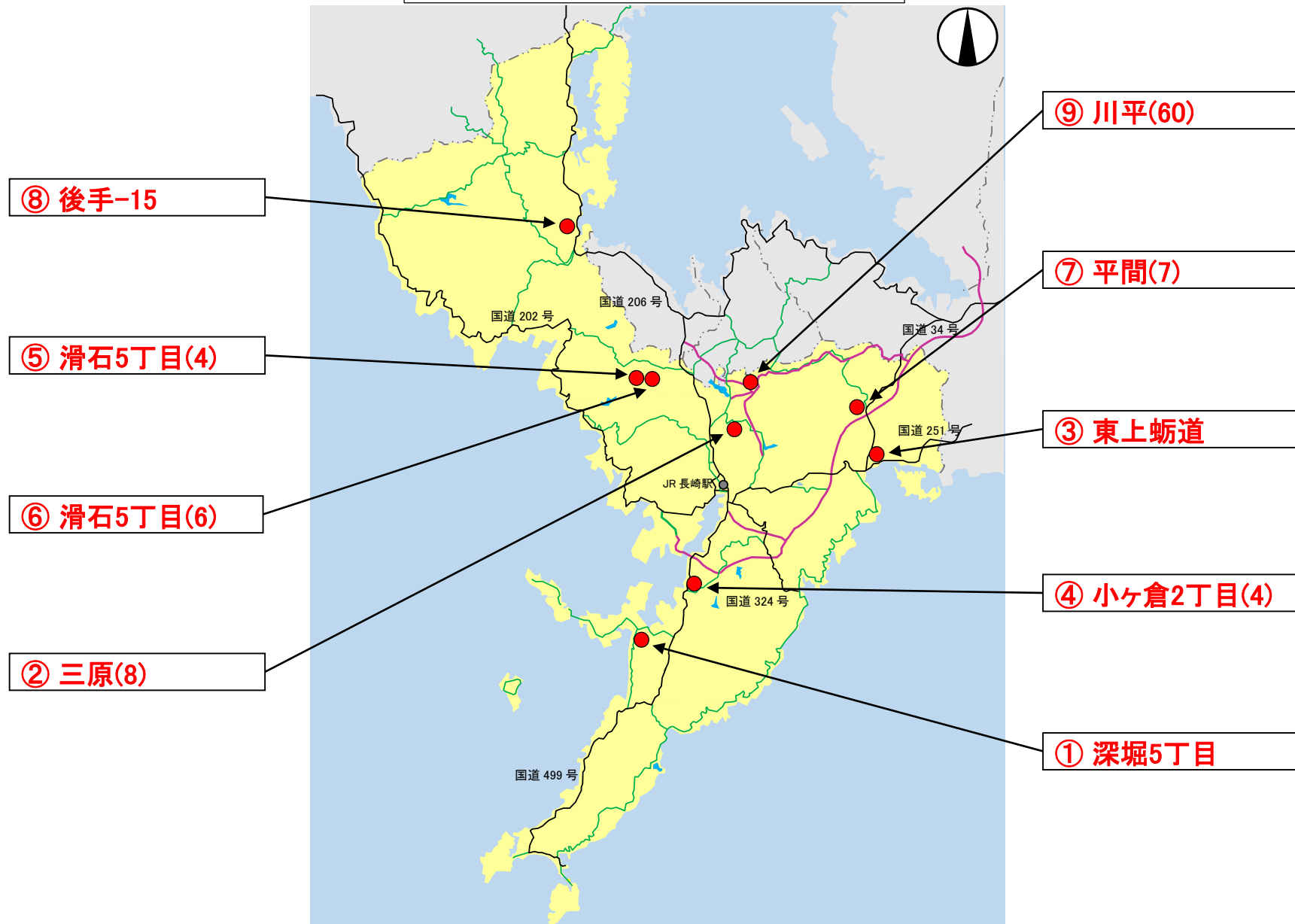
	地区名	全体計画	事業期間 (予定)
①	多以良 (4)	延長 188m	平成 27 年度から令和 12 年度まで
②	金堀 (1)	延長 127m	平成 30 年度から令和 9 年度まで
③	戸町 2 丁目 (7ー1)	延長 230m	令和元年度から令和 12 年度まで
④	現川	延長 410m	令和元年度から令和 12 年度まで
⑤	三川 (2)	延長 100m	令和 4 年度から令和 10 年度まで

	地区名	全体計画	事業期間（予定）
⑥	葉山 2 丁目（4）	延長 70m	令和 3 年度から令和 8 年度まで
⑦	三重（2）	延長 150m	令和 3 年度から令和 10 年度まで
⑧	大園（4）	延長 238m	平成 29 年度から令和 9 年度まで
⑨	大浜（19）	延長 186m	平成 30 年度から令和 9 年度まで
⑩	大園（3）	延長 128m	令和 2 年度から令和 12 年度まで
⑪	横尾	延長 80m	令和 3 年度から令和 12 年度まで
⑫	茂木（6）	延長 130m	令和 3 年度から令和 11 年度まで
⑬	神ノ島	延長 140m	平成 25 年度から令和 8 年度まで
⑭	西北（5）	延長 84m	平成 29 年度から令和 8 年度まで
⑮	滑石 3 丁目（5）	延長 187m	平成 29 年度から令和 8 年度まで
⑯	滑石 5 丁目（6）	延長 110m	令和元年度から令和 8 年度まで
⑰	戸町 2 丁目（7－2）	延長 147m	令和元年度から令和 10 年度まで
⑱	川平	延長 55m	令和 3 年度から令和 8 年度まで
⑲	入船（7）	延長 120m	令和 4 年度から令和 8 年度まで
⑳	大崎里乙（1）	延長 90m	令和 4 年度から令和 10 年度まで
㉑	田中（7）	延長 260m	令和 4 年度から令和 12 年度まで

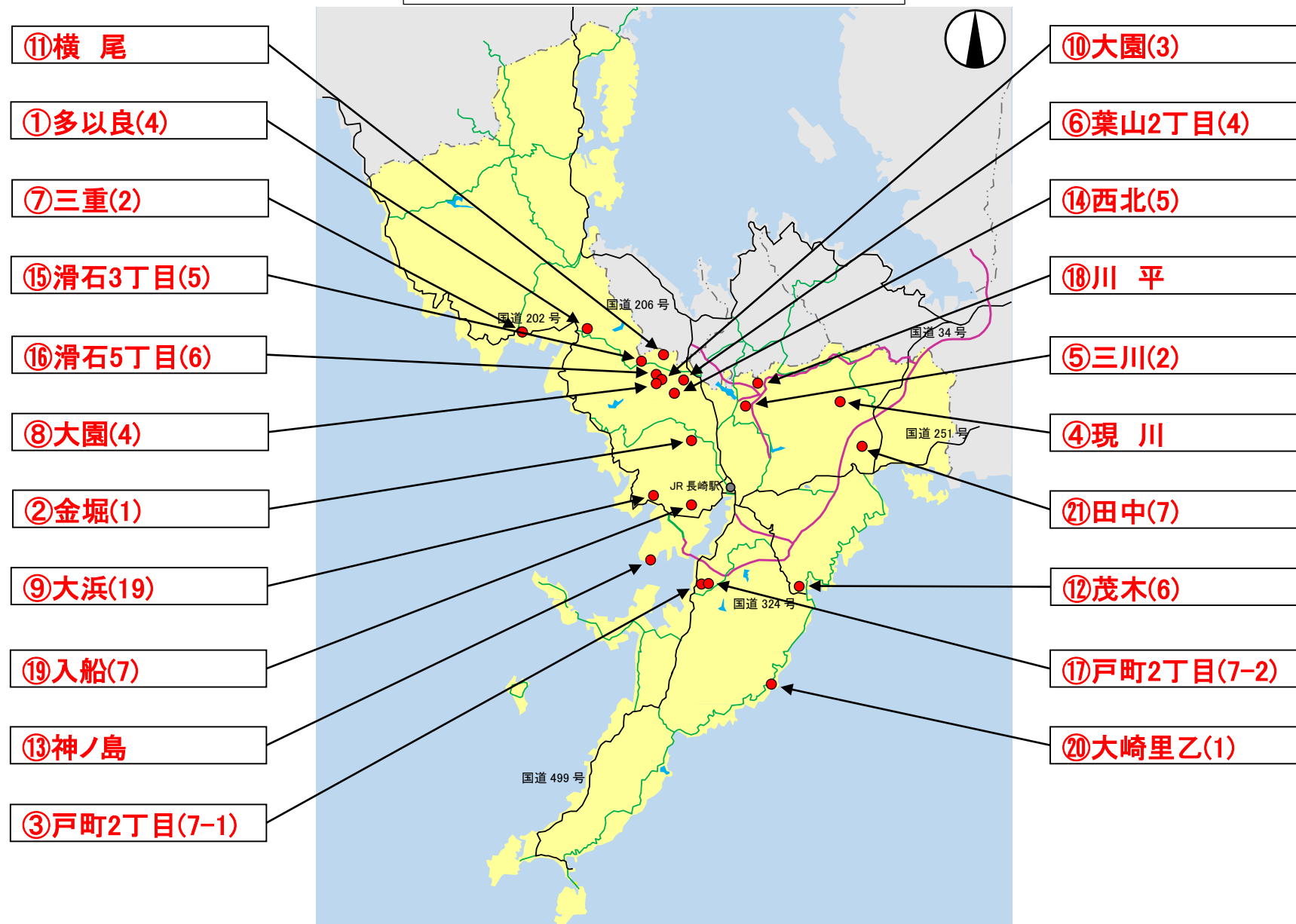
(参考) 急傾斜地崩壊対策事業の施行要件及び事業費の負担割合

項 目		市施行	県施行
急傾斜地の条件	状態	自然斜面	
	高さ	5メートル以上	10メートル以上
	傾斜度	30度以上	
被災の恐れがある人家		5戸以上	10戸以上
事業費		規定なし	7,000万円以上
その他の条件		移転の適地がない	
負担割合		県：事業費の50% 市：事業費の50%から地元の寄附額を除いた額 地元代表者 ：事業費の5%または上限額のいずれかの低い額（上限額とは、75万円に工事施行延長1メートルにつき1万円を加算した額）	国：事業費の40%から47.5%まで 県：事業費の40%から47.5%まで 市：事業費の5%から20%まで（市の負担割合は、斜面の規模や被害を受ける恐れがある区域内に公共施設がある場合等の事業区分による）

市施行の急傾斜地崩壊対策事業



県施行の急傾斜地崩壊対策事業



(3) 公園等事業の概要

ア 公園等整備の基本的な考え方

少子・高齢化の進展や社会情勢の変化等により公園の利用者ニーズが多様化していることから、ニーズや地域特性を活かした公園の整備を進めるとともに、観光地や夜景の視点場等、市外からの来訪者が多数利用するような公園においては、利便性向上に向けた整備を進めている。

また、環境と調和する潤いのあるまち、快適に暮らせるまちを目指し、持続可能な低炭素社会の実現や地域の環境美化に向けた、緑化の推進のための周知・啓発事業を進めている。

イ 公園の現況

(令和6年4月1日現在)

種類	種別	内 容	箇所数 (箇所)	総面積 (ha)	備 考
住 区 基 幹 公 園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	451	78.76	
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	30	57.37	
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	6	32.42	立山公園、中ノ島公園、権現山公園、元宮公園、琴海中央公園、南部地区公園
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	7	174.19	稲佐山公園、平和公園、唐八景公園、長崎東公園、金比羅公園、香焼総合公園、川原大池公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	1	43.80	長崎市総合運動公園（ベネックス総合運動公園）
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園	3	12.23	鼠島公園、長崎公園、神の島公園
都市緑地		都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地	18	6.15	

都市林	樹林地等において、自然的環境の保護、保全、自然的環境の保護を目的とする公園	1	15.2	三原台自然林公園
都市公園 計		517	420.12	
都市公園以外の公園		301	243.05	
公園 計		818	663.17	

※【参考】都市公園の市民一人あたりの敷地面積（都市公園面積/都市計画区域人口）=11.1 m²/人
（都市計画区域人口はR2 国勢調査結果に基づく R6.4.1 時点の推計人口 380,017 人）

ウ 所管する公園の概要及び管理方法

公園名	開設年	場所	主要な施設	管理方法
稲佐山公園	昭和 26 年	稲佐町ほか	展望台、野外ステージ、スロープカーほか 駐車場全 4 3 8 台	指定管理
長崎市総合運動公園 （ベネックス総合運動公園）	平成 8 年	柿泊町	陸上競技場、野球場、庭球場ほか 駐車場全 8 0 0 台	指定管理
平和公園	昭和 30 年	松山町ほか	陸上競技場、庭球場、ラグビー・サッカー 場ほか 駐車場全 1 2 0 台	直 営
長崎公園	昭和 34 年	上西山町ほか	動物舎、噴水池、丸馬場ほか	指定管理
長崎東公園	平成 2 年	戸石町	コミュニティプール、コミュニティ体育館、 庭球場ほか 駐車場全 3 0 9 台	指定管理

エ 主要事業の概要

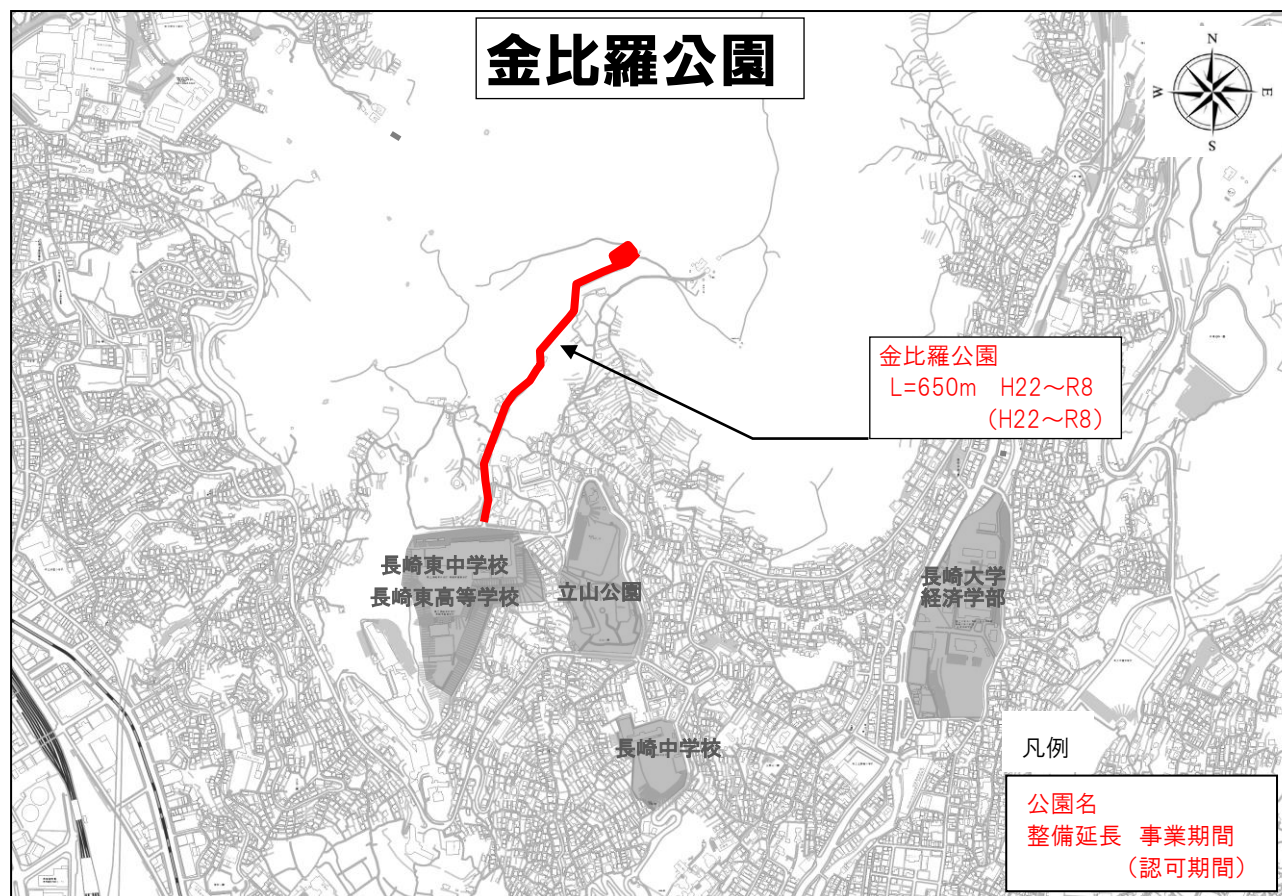
1) 公園施設整備事業（土木建設課）

国の補助制度などを活用し、総合公園である「金比羅公園」において園路などの整備を進めている。

【整備中の公園】

(令和6年3月末現在)

公園名	種別	整備内容	事業期間 (認可期間)	進捗率
金比羅公園	総合公園	園路、駐車場など	H22～R8 (H22～R8)	67.5%



2) 公園災害復旧(土木建設課・土木防災課)

異常な天然現象により被災した公園施設を復旧するもの。

※令和5年度の公園災害件数は0件

3) 街を美しくする運動推進事業(土木総務課)

花と緑によって安らぎあるまちづくりを促進することへの市民等の共感を得ることにより、植栽等、花や緑に関する活動に関与する人を増加させ、もって、緑豊かなまちづくりの推進を図るため、緑化の周知・啓発を行う。

① 花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業

- ・ 公共花壇デザインコンクールの実施
- ・ ながさきグリーンキャンペーンの実施
- ・ 園芸講習会の実施
- ・ 出生記念樹の配付

(4) 市営駐車場・二輪車等駐車場の概要

ア 市営駐車場・二輪車等駐車場の目的と役割

道路交通の円滑化及び安全で快適な都市環境の形成を図るうえで、これらを阻害する要因である路上駐車車両を収容するために、昭和46年から順次、市営駐車場を整備している。現在8駐車場を「長崎市駐車場事業特別会計」により運営している。

さらに、二輪車等駐車場については、路上駐輪の防止のため、都心部を中心に平成元年から整備を進めており、現在22か所の二輪車等駐車場を運営している。

イ 市営駐車場の概要及び管理方法

(令和6年4月1日現在)

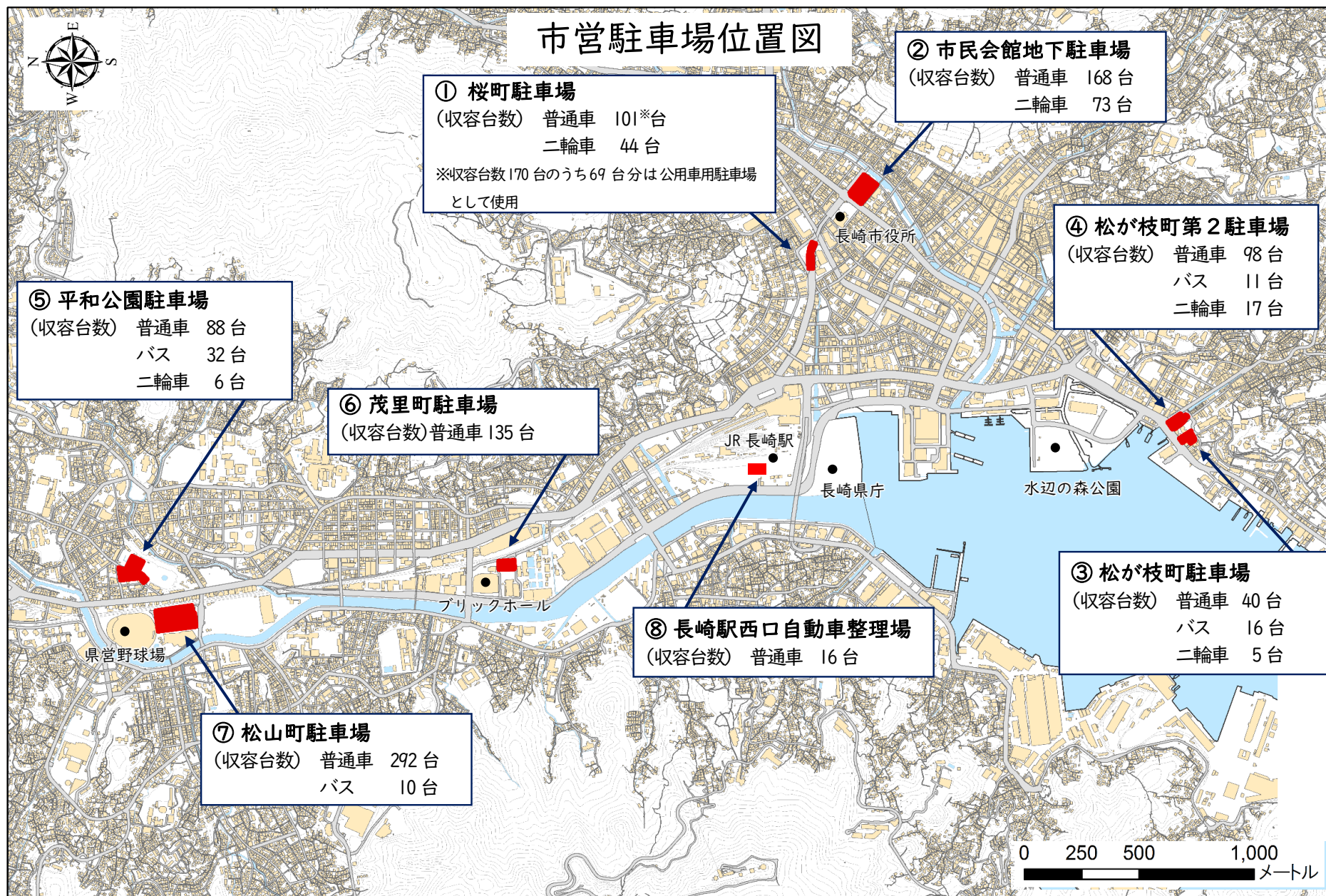
施設名		開設年	収容台数(台)				管理方法
			バス	普通車	二輪車	計	
1	桜町	昭和46年 (平成8年に2層化)	—	101※	44	214	指定管理
2	市民会館地下	昭和49年	—	168	73	241	指定管理
3	松が枝町	昭和51年	16	40	5	61	指定管理
4	松が枝町第2	平成2年 (平成18年から長崎市運営)	11	98	17	126	
5	平和公園	平成6年	32	88	6	126	指定管理
6	茂里町	令和3年	—	135	—	135	指定管理
7	松山町	平成9年	10	292	—	302	指定管理
8	長崎駅西口	令和2年	—	16	—	16	指定管理
計			69	938	145	1,221	

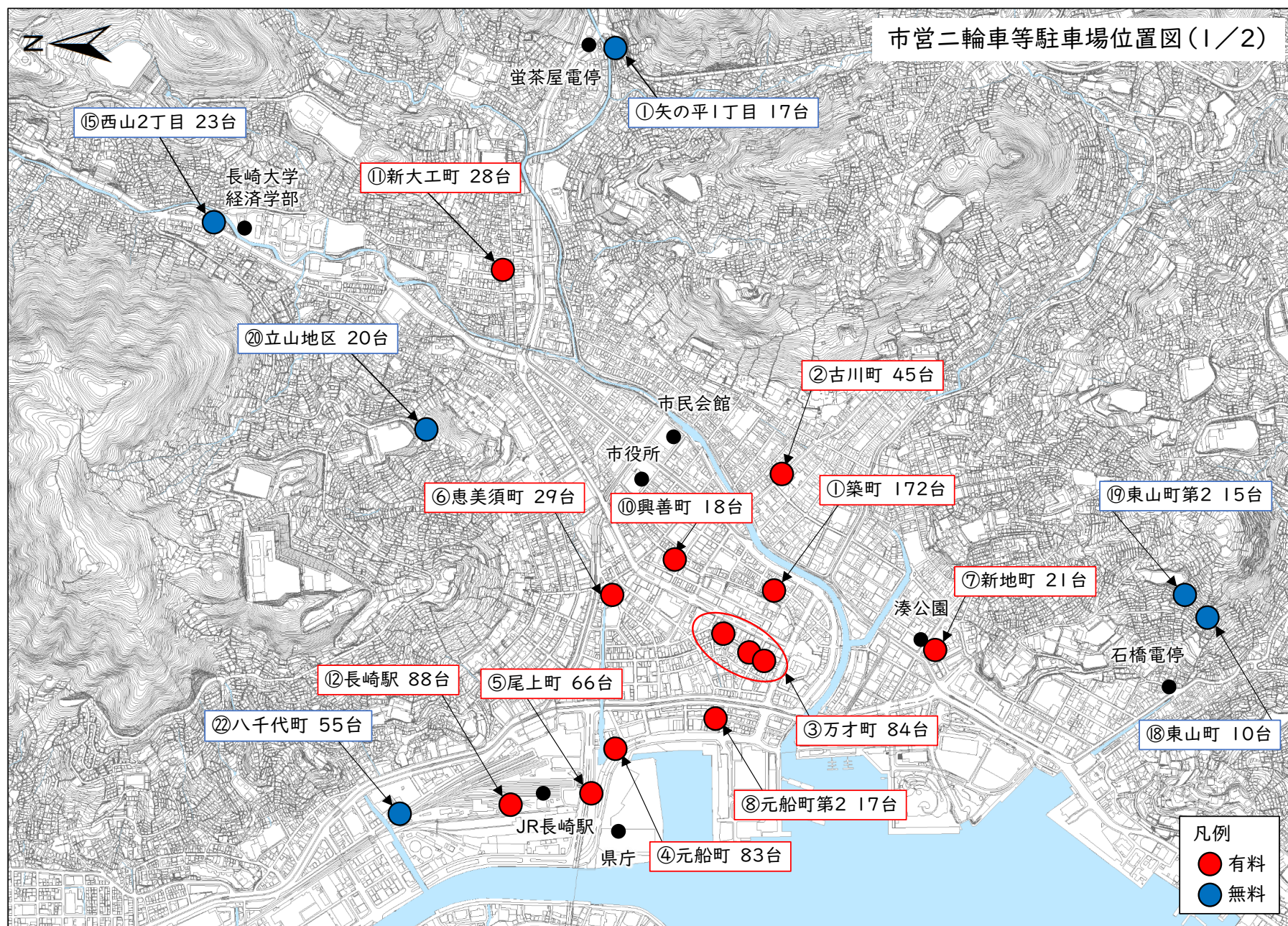
※旧本庁舎解体に伴い69台分を公用車用駐車場として使用するため収容台数を170台から101台に変更

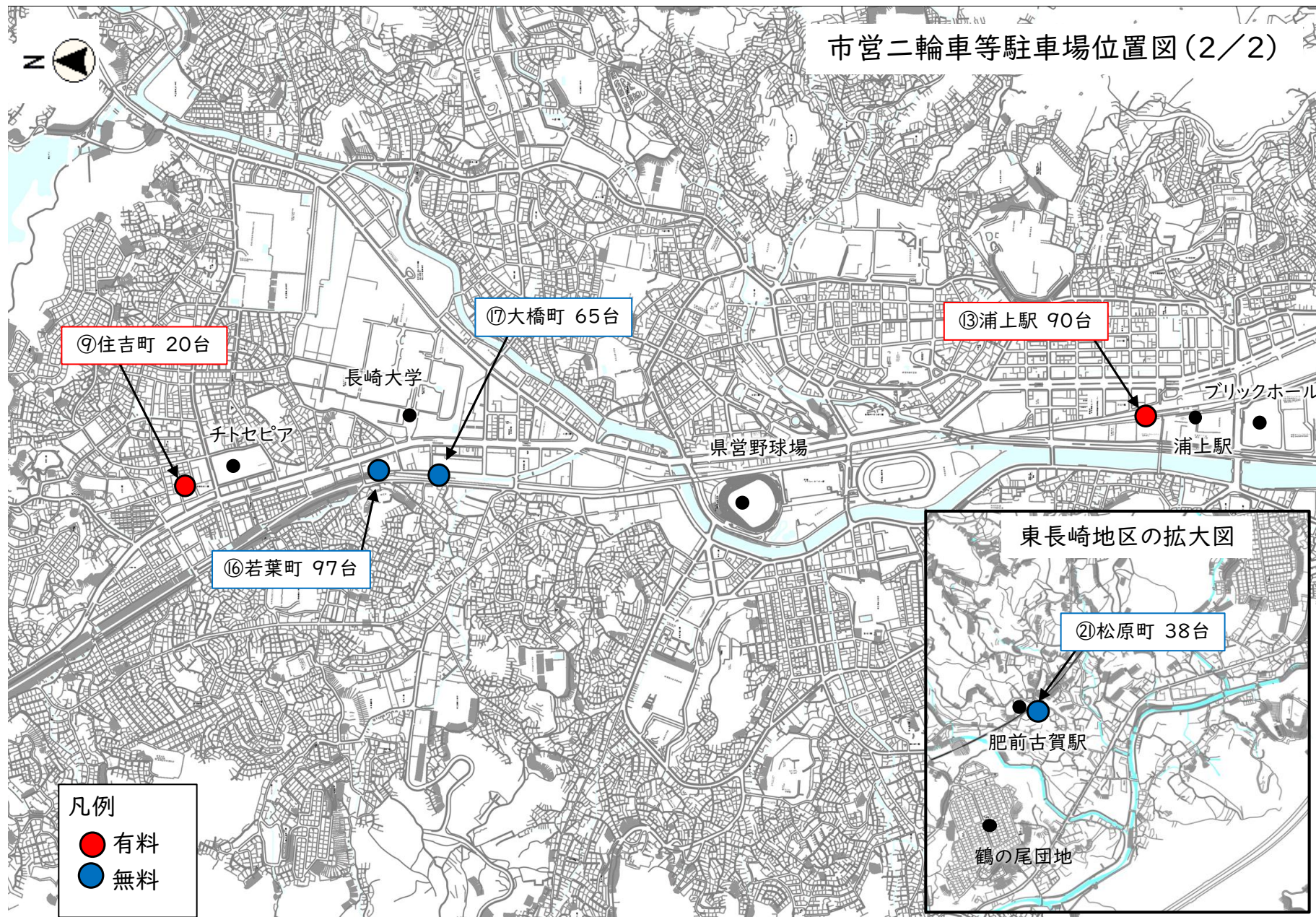
ウ 市営二輪車等駐車場の概要及び管理方法

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

施設名		開設年	有料無料の別(有料化)		施設内容			管理方法
					構造		収容台数	
1	築町	平成 10 年	有料	平成 10 年	建物式 <			







4 平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討の状況について

(1) 概要

県事業の長崎南北幹線道路計画を契機として、平和公園(西地区)のあり方や道路計画に支障をきたすスポーツ施設の再配置などについて検討し、平和公園(西地区)の再整備に係る基本計画を策定するものである。

基本計画の策定に当たっては、令和3年6月に学識経験者や関係団体、地元自治会などから「長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会」を設置し、同委員会に諮りながら検討を進めている。

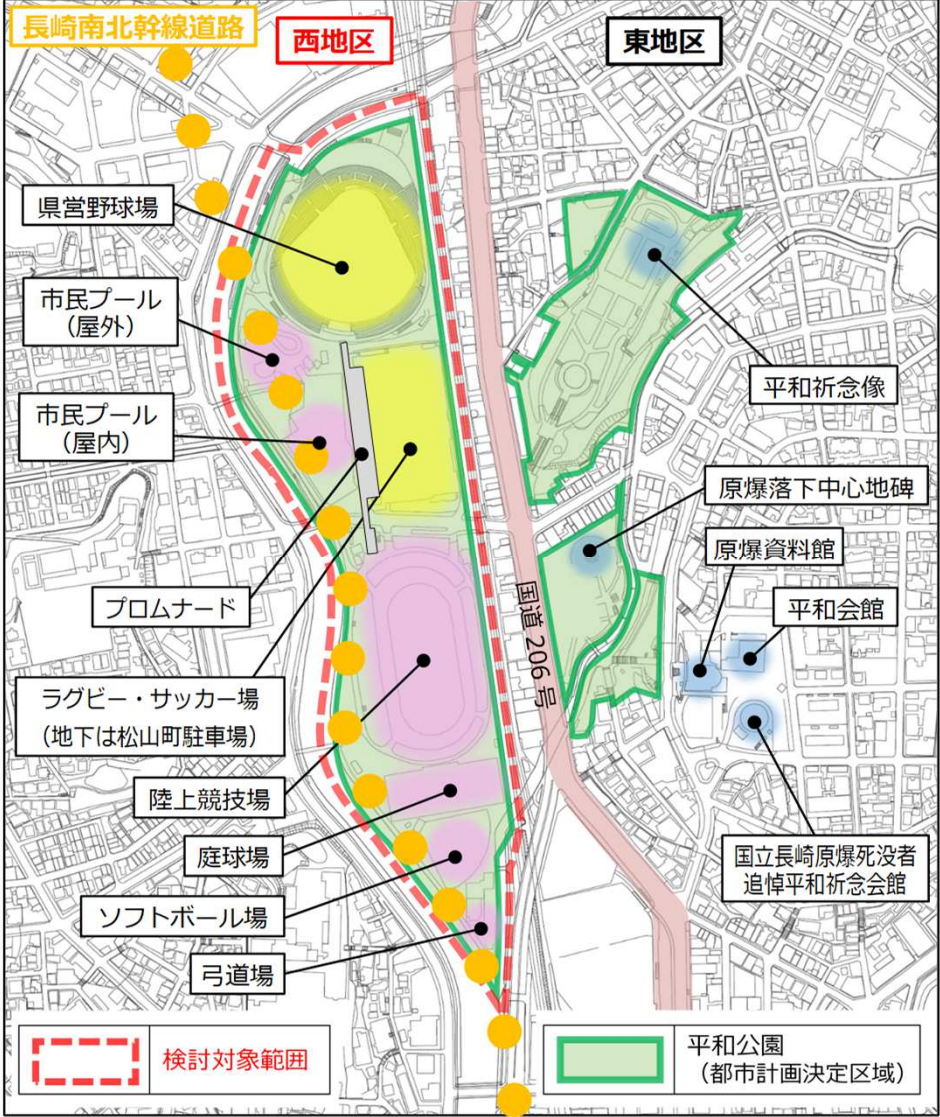
(2) 長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会

- ア 設置目的
- 平和公園の策定にあたり、多様な関係者や関係機関の参画のもと、公平・中立性の見地から審議を行うため設置するもの。
- イ 設置年月日
- 令和3年6月1日
- ウ 委員構成(15名)
- 学識経験者、関係行政機関、スポーツ・平和・商工業・観光・環境・教育・障害者・地域活動団体

エ 委員会の検討状況

区分	開催時期	調査審議事項
第1回	令和3年7月27日	○委員会の設置、正副委員長の選出 ○審議内容、スケジュール等の確認 ○平和公園の概要、沿革、現状等の整理
第2回	令和3年9月28日	○上位計画・関連計画等の整理 ○平和公園(西地区)を取り巻く状況、特性、課題等の整理 ○基本方針の検討
第3回	令和3年12月14日	○基本方針の検討 ○ゾーニング・ゾーン別整備方針の検討 ○動線・景観形成等の考え方の検討 ○市政モニターアンケート結果の報告
第4回	令和4年8月25日	○基本方針の整理 ○ゾーニング・ゾーン別整備方針の検討 ○動線・景観形成等の考え方の検討 ○既存スポーツ施設再配置計画の基本的な考え方の検討
第5回	令和5年7月28日	○スポーツ施設の再配置に関する再検討部会の設置について

(参考) 位置図



- 市民総合プール : 平和公園(現陸上競技場)に配置する
- 市営庭球場・弓道場 : 平和公園(現ソフトボール場・弓道場)に配置する
- 陸上競技場 : 都心部におけるまちづくりの考え方と整合を図りながら整理していくこととし、再配置先も含めた施設のあり方については、別途検討する
- ソフトボール場 : 公園外の移転を念頭に、再配置先も含めた施設のあり方については、別途検討する

(3) 長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会

ア 設置目的
令和4年11月市議会で長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関し慎重丁寧な調査検討を求める請願がなされるなど、幅広い視点から調査検討を行うことが求められていることから設置するもの。

イ 設置年月日
令和5年7月28日

ウ 部会構成(13名)
検討委員会の一部のメンバーに、利用者等の視点から臨時委員を加えた組織
・検討委員の一部:学識経験者、スポーツ・地域活動団体
・臨時委員:学識経験者、スポーツ(陸上・水泳)・商工業・観光・地域活動団体

エ 部会の検討状況

区分	開催時期	調査審議事項
第1回	令和5年9月29日	○長崎南北幹線道路の概要とルート選定の経緯について(報告) ○スポーツ施設の再配置に関する委員の意見、委員による意見交換(要望、考え方、留意すべき点など) ○長崎南北幹線道路の計画ルートを前提に、スポーツ施設の再配置に特化した議論を行っていくことを確認
第2回	令和5年11月2日	○スポーツ施設の再配置検討において留意すべき点や観点に関する意見交換 ○スポーツ施設の再配置において留意すべき点や今後の検討の進め方、抽出や評価の観点について確認
第3回	令和5年12月21日	○スポーツ施設(市民総合プール)の再配置パターンに関する意見交換 ○再配置先の抽出条件から、中部下水処理場跡地と平和公園(陸上競技場)をプールの再配置先の候補地として抽出
第4回	令和6年2月7日	○スポーツ施設(市民総合プール)の再配置先の評価に関する意見交換
第5回	令和6年3月28日	○スポーツ施設(市民総合プール・陸上練習場)の再配置先の評価に関する意見交換 ○パターン1「中部下水処理場にプール、陸上練習場を存続する案」、パターン3-2「陸上練習場にプール、現在のプールの場所に300mトラックを再配置する案」、パターン4「陸上練習場にプール、中部下水処理場に400mトラックを再配置する案」の3案が適当との意見

(4) 再整備基本計画検討委員会及び再検討部会 合同会議(令和6年5月22日)

- 【要旨】
- 5月22日に開催した合同会議において、再検討部会の結果を報告。併せて、関係人2人から「都市計画マスタープラン等の観点からの見解」と「経済性(基礎工事費用)の試算」の意見を聞いて議論を行った。
 - 委員から、パターン3-2に関して、陸上関係者へのアンケート調査などから、安全面を考慮すると陸上競技の練習環境が十分に確保できないという意見が出され、他の委員もこの意見を支持し、パターン1とパターン4に意見が絞られた。
 - パターン1とパターン4に関しては、経済性(整備費)の点、陸上と水泳の両競技において必要な環境が確保できるという点、交通問題が発生する可能性を回避できるという点などから、パターン4を支持し肯定する意見が多くあった。ただし、経済性(整備費)に対する疑問の意見も一部出された。
 - パターン4の運用にあたっては、陸上練習場が再配置された空間を、陸上練習の専用ではなく、市民の憩いの場、防災空間、イベントへの活用など多機能に利用され、文化施設・スタジアム・商業施設・住宅等の周辺環境との調和連携による相乗効果を生む長崎都心まちづくり構想と整合がとれた空間づくりが必要との意見も多く出された。
 - 陸上競技場にプールを配置する場合には、平和祈念像がある祈念像地区から稲佐山に対する眺望や広場空間の確保といった意見も出された。
 - パターン1に関しては、現在の陸上競技場の場所が多機能に使用されていることや平和の視点から支持する意見があった。

(5) 平和公園再整備基本計画検討委員会 中間報告(令和6年6月7日)

- 上記要旨の内容を中間報告書として提出を受けた。

議論した3パターン

パターン1	【プール】 中部下水処理場へ移転 【陸上競技】 現地存続		● 軟弱地盤対策及び地下構造物の撤去費用等の整備費が高い ● 集客施設の集積による交通混雑の可能性が高まる
パターン3-2	【プール】 陸上競技場の場所へ移転 【陸上競技】 現在のプールの場所に移動し、陸上練習場として300mトラックを再配置		● 陸上トラックの規模が300mに縮小となる ● 陸上トラックが高架下であるため、橋脚により死角が生じ安全性の確保が難しい
パターン4	【プール】 陸上競技場の場所へ移転 【陸上競技】 中部下水処理場の跡地へ移転し、陸上練習場として400mトラックを再配置		● 多目的に利用できる広場空間にする必要がある ● 誰もが安全に利用できるようにするためにルール作りなどの検討が必要である

令和6年6月7日

長崎市長 鈴木 史朗 様

長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会

委員長 西岡 誠治

長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会

部会長 渡辺 貴史

長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会 中間報告

(長崎市平和公園スポーツ施設の再配置について)

本委員会及び部会において調査審議を行った長崎市平和公園スポーツ施設の再配置について、別紙のとおり長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会 中間報告書を提出します。

長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会

中 間 報 告 書

(長崎市平和公園スポーツ施設の再配置について)

令和6年6月7日

長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会

長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会

長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）及び長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会（以下、「再検討部会」という。）において、長崎市平和公園（西地区）におけるスポーツ施設の再配置について調査審議した結果を以下のように報告します。

1 再検討部会の報告

再検討部会については、令和5年7月に検討委員会の下部組織として設置し、施設利用者の視点等を取り入れ、スポーツ施設の再配置に特化した検討を進めてまいりました。

この再検討部会は、これまでに5回開催しております。令和5年9月に開催した第1回目は、これまで専門家による検討や住民の方への説明のもとに都市計画決定された長崎南北幹線道路の計画ルートを前提に、スポーツ施設の再配置に特化した議論を行っていくことを確認しました。それとともに、各委員からスポーツ施設の再配置に関する意見をご発言いただき、それをもとに意見交換を行いました。

令和5年11月に開催した第2回目は、第1回目で出された委員の意見を踏まえ、スポーツ施設の再配置において留意すべき点や再配置先の抽出・評価の観点について議論を行い、確認しました。

令和5年12月に開催した第3回目では、市民総合プール（以下、「プール」という。）の候補地として、中部下水処理場跡と松山町の陸上競技場を抽出いたしました。

令和6年2月に開催した第4回目では、これまでの委員の意見を踏まえて、各候補地における機能性やアクセス性、整備費用などの経済性の観点からプールの候補地の評価を行い、意見交換を行いました。委員からは、「各候補地における経済性やアクセス性だけでなく、まちづくりの観点を踏まえた課題や整備効果、将来性などの多角的な視点を意識した検討を行う必要がある」などの様々なご意見をいただきました。

このため、令和6年3月に開催した第5回目では、プールだけでなく陸上競技場の候補地も合わせて評価を行い、各候補地のアクセス性、経済性、場所性、将来性、連携性及び特徴や課題などの多角的な視点から検討を行ったところ、委員からはパターン1の「中部下水処理場跡にプールを配置し、陸上競技場を存続する案」、パターン3-2の「陸上競技場にプールを配置し、現在のプールの場所に陸上練習場として300mトラックを再配置する案」、そしてパターン4の「陸上競技場にプールを配置し、中部下水処理場跡に陸上練習場として400mトラックを再配置する案」の3つのパターンを支持する意見がありました。

ただし、パターン1に関しては、検討の余地が残されているものの、コスト面では見過ごすことができないくらいの費用がかかっていること、長崎都心まちづくり構想等の他の計画との整合性が担保されない可能性があること、集客施設の集積による動線の混乱や渋滞が発生する可能性があること、民間プールや長崎スタジアムシティを含む競合他社、競合施設の民業を圧迫する可能性があるといった意見が出されました。

パターン3-2に関しては、300mトラック内に視界を遮る橋脚が建つことによる

安全面の問題や300mトラックでは陸上の練習環境として十分ではないといった意見が出されました。

パターン4に関しては、陸上練習場として400mトラックが確保でき、多目的に利用できる空間であれば、長崎都心まちづくり構想との整合性が図れるなどの意見が出されました。

また、パターンを考える際には、ひとつのパターンのみを取り入れるのではなく、色々なパターンを組み合わせ、それぞれの配置パターンの良いところを取り入れることも重要だという意見もありました。

さらに、長崎のまちづくり全体を見据える中で、スポーツ施設をどのように位置づけるのかという、大局的な観点から場所の特性も踏まえて考えることや、平和との関連性を考えながら再配置の位置づけを検討する必要性についての意見もありました。

再整備の実施に際しては、長期に渡る事業となるため、事業期間中に競技の実施に差し障りがある際に、それに対する代替措置をとるというプロセスも考える必要があるなどの意見もいただきました。

再検討部会では、パターン1、パターン3-2、パターン4の3つのパターンを支持する意見があったことを検討委員会に報告し、スポーツ施設の再配置については、検討委員会に再検討部会の委員を加えた会議の場（以下、「合同会議」という。）において、議論をお願いすることとしました。

2 合同会議の報告

令和6年5月22日に開催した合同会議では、再検討部会の結果を踏まえ、支持された3つのパターンについて、都市計画マスタープラン等の観点からの見解と経済性（基礎工事費用）の試算について関係人から意見を聞いて議論を行いました。委員からは、パターン3-2に関しては、陸上関係者へのアンケート調査などから、安全面を考慮すると陸上競技における練習環境が十分に確保できないという意見が出され、他の委員もこの意見を支持し、パターン1とパターン4に意見が絞られました。

パターン1とパターン4に関しては、経済性の点、陸上と水泳の両競技において必要な環境が確保できるという点、交通問題が発生する可能性を回避できるという点などから、パターン4を支持し肯定する意見が多くありました。ただし、経済性に対する疑問の意見も一部にありました。なお、パターン4の運用にあたっては、陸上練習場が再配置された空間を、陸上練習の専用ではなく、市民の憩いの場、防災空間、イベントへの活用など多機能に利用され、文化施設・スタジアム・商業施設・住宅等の周辺環境との調和連携による相乗効果を生む長崎都心まちづくり構想と整合がとれた空間づくりが必要との意見も多く出されました。加えて、陸上競技場にプールを配置する場合には、平和祈念像がある祈念像地区から稲佐山に対する眺望や広場空間の確保といった意見も出されました。

また、パターン1に関しては、現在の陸上競技場の場所が多機能に使用されていることや平和の視点から、支持する意見がありました。

以上が合同会議の報告となりますが、これまでの検討経過や委員の意見を踏まえ、都心部の未来の動向を見据えながら、より多くの市民に支持され、長崎市民にとって有益となるよう、スポーツ施設の再配置について、判断いただければと思います。

3 検討経過

(1) 第1回再検討部会

- ・日時 令和5年9月29日(金)
- ・報告 長崎南北幹線道路の概要とルート選定の経緯について
- ・議事 スポーツ施設の再配置に関する委員の意見、委員による意見交換
(スポーツ施設の再配置に関する要望、考え方、留意すべき点など)
- ・結果 長崎南北幹線道路の計画ルートを前提に、スポーツ施設の再配置に特化した議論を行っていくことを確認

(2) 第2回再検討部会

- ・日時 令和5年11月2日(木)
- ・議事 スポーツ施設の再配置検討において留意すべき点や観点に関する意見交換
- ・結果 スポーツ施設の再配置において留意すべき点や今後の検討の進め方、抽出や評価の観点について確認

(3) 第3回再検討部会

- ・日時 令和5年12月21日(木)
- ・議事 スポーツ施設(プール)の再配置パターンに関する意見交換
- ・結果 再配置先の抽出条件から、中部下水処理場跡と平和公園(陸上競技場)をプールの再配置先の候補地として抽出

(4) 第4回再検討部会

- ・日時 令和6年2月7日(水)
- ・議事 スポーツ施設(プール)の再配置先の評価に関する意見交換
- ・結果 プールの候補地について、機能性やアクセス性、経済性などの観点から評価を行い、意見交換を行った。

(5) 第5回再検討部会

- ・日時 令和6年3月28日(木)
- ・議事 スポーツ施設(プール・陸上競技場)の再配置先の評価に関する意見交換
- ・結果 パターン1「中部下水処理場跡にプール、陸上競技場を存続する案」、パターン3-2「陸上競技場にプール、現在のプールの場所に300mトラックを再配置する案」、パターン4「陸上競技場にプール、中部下水処理場跡に400mトラックを再配置する案」の3案が適当といった意見が多かった。

4 委員名簿

分野	所属	職名	氏名	委員会※1	部会※2
学識経験者	長崎県立大学地域創造学部公共政策学科	教授	西岡 誠治	○ 委員長	
学識経験者	長崎大学水産・環境科学総合研究科	教授	渡辺 貴史	○ 副委員長	○ 部会長
学識経験者	九州大学芸術工学部環境設計学科	准教授	高取 千佳	○	
平和	(公財)長崎平和推進協会	事務局長	中川 正仁	○	
商工業	長崎商工会議所 都市整備委員会	副委員長	谷川 喜一	○	
観光	(一社)長崎国際観光コンベンション協会	常務理事	股張 一男	○	
行政	長崎県土木部	参事監	椎名 大介	○	
環境	(特非)環境カウンセリング協会長崎	会員	佐藤 恵	○	
障害者	(一社)長崎市心身障害者団体連合会	事務局長	川瀬 朋章	○	
地域活動	平和公園地域まちづくり協議会	会長	深堀 義昭	○	
地域活動	山里地区連合自治会	会長	久米 直	○	
地域活動	斜面地・空き家活用団体つくる	代表	岩本 諭	○	
スポーツ	(公財)長崎市スポーツ協会	理事長	渡辺 雄児	○	○
教育	長崎市PTA連合会	顧問	松本 光生	○	○
地域活動	城山校区連合自治会	会長	古賀 信恕	○	○
学識経験者	長崎大学総合生産科学域	教授	片山 健介		○
スポーツ	長崎市陸上競技協会	理事	山川 貴広		○
スポーツ	(特非)長崎游泳協会	理事長	田中 直英		○
スポーツ	長崎市水泳連盟	理事長	荒木 康正		○
スポーツ	長崎市レクリエーション協議会	会長	智多 正信		○
商工業	長崎商工会議所	常議員	川添 暢也		○
観光	(一社)長崎国際観光コンベンション協会	会長	村木 昭一郎		○
交通・輸送	長崎県トラック協会長崎支部	支部長	塚本 敏		○
地域活動	長崎市営松山平和運動公園を守る会	事務局長	井上 秀明		○

※1 長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会 委員

※2 長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会 委員

5 街区公園の適正配置について

(1) 公園の定義

法令に基づき設置されている公園

都市公園 (517箇所)

- ・ 総合公園
- ・ 街区公園 ほか



都市公園以外の公園
(68箇所)



公園機能を補完する施設

遊園
(233箇所)



(2) 公園の現状と課題

これまで人口増加に伴い、公園の整備を行ってきたが、施設の老朽化や維持管理費の増加、ニーズの多様化、少子高齢化と人口減少など、公園を取り巻く状況に変化が生じている。

将来を見据えた公園の適正配置を行っていく必要がある

5 街区公園の適正配置について

(3) 長崎市公共施設の適正配置基準（令和5年4月）

2040年の予測人口を踏まえた将来の長崎市の姿を見据え、行政サービスの方向性と、それを提供する施設の配置についての長崎市の基本的な考え方を示したものです。

○公園施設【街区公園（遊園を含む）】

街区公園（遊園を含む小規模な公園）は、将来人口の推移及び立地適正化計画における居住誘導区域を踏まえながら、**整備面積・配置・機能が過大である地域においては廃止し、不足している地域においては、統廃合や新設により適正な公園整備を推進します。**

(4) 都市公園の基準

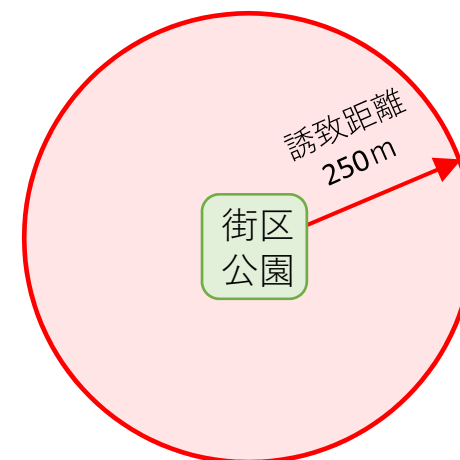
① 整備面積

市民1人当たりの都市公園面積（令和6年4月）



※長崎市都市公園条例第1条の2第1項第2号

② 配置

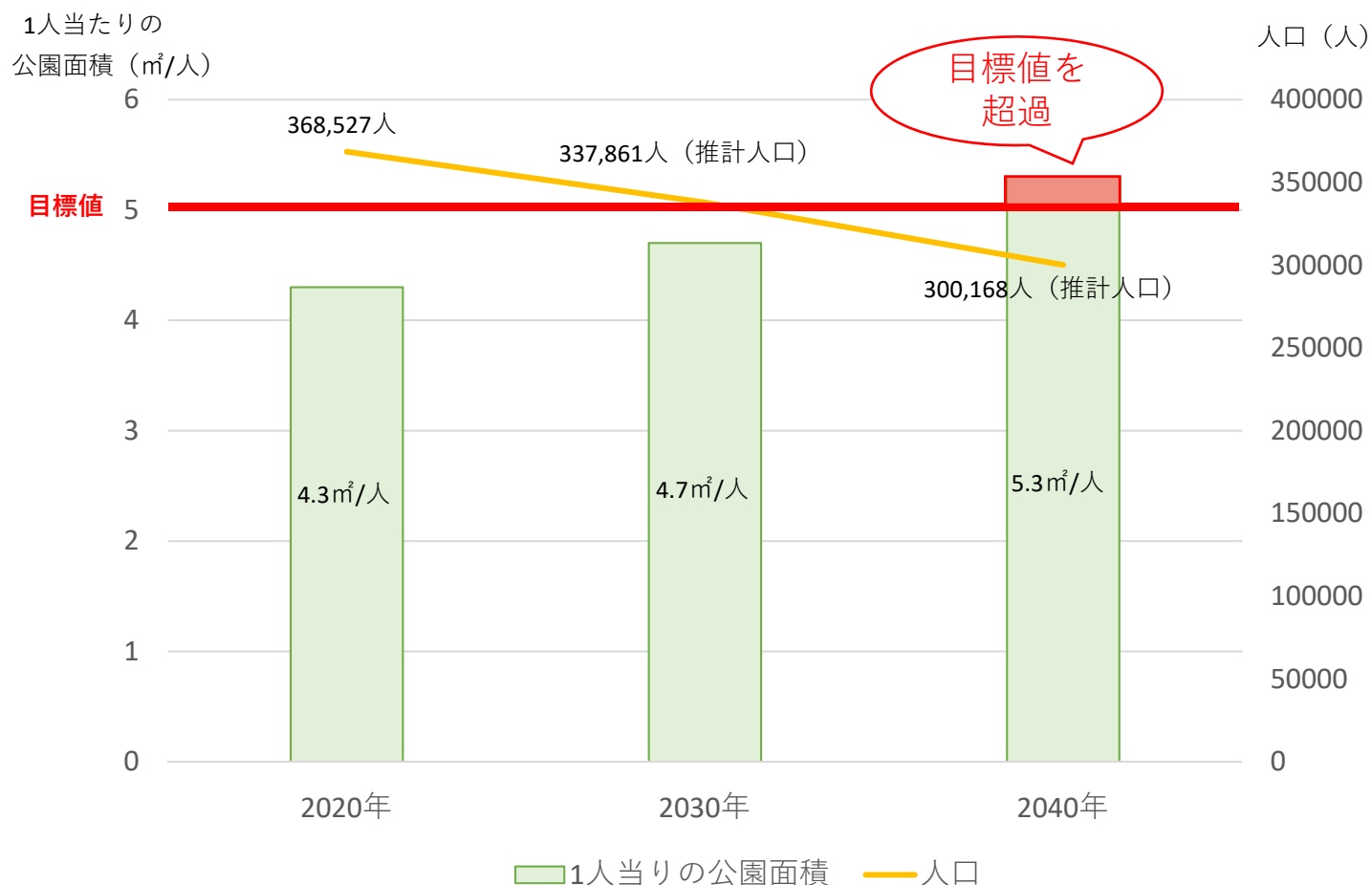


※都市公園法施行令に以前、規定されていたため参考値とする。

5 街区公園の適正配置について

(5) 整備面積の現状と予測

○市街化区域内



将来人口の動向に伴い、**2040年代に目標値5.0m²/人を超える**と予測される

5 街区公園の適正配置について

（6）適正配置の進め方

① 市街化区域内

各地域を「整備面積」と「配置」の視点から評価を行い、各地域の適正配置の方針を定める。地域の方針に基づき、「立地性」「実態」「機能」「特性」の視点から公園毎に配置の方針を判断する。

② 市街化区域外・都市計画区域外

市街化区域内と異なり、居住区域が分散しているため、「整備面積」や「配置」による一律の数量的な判断は困難である。そのため、「立地性」「実態」「機能」「特性」の視点から公園毎に配置の方針を判断する。

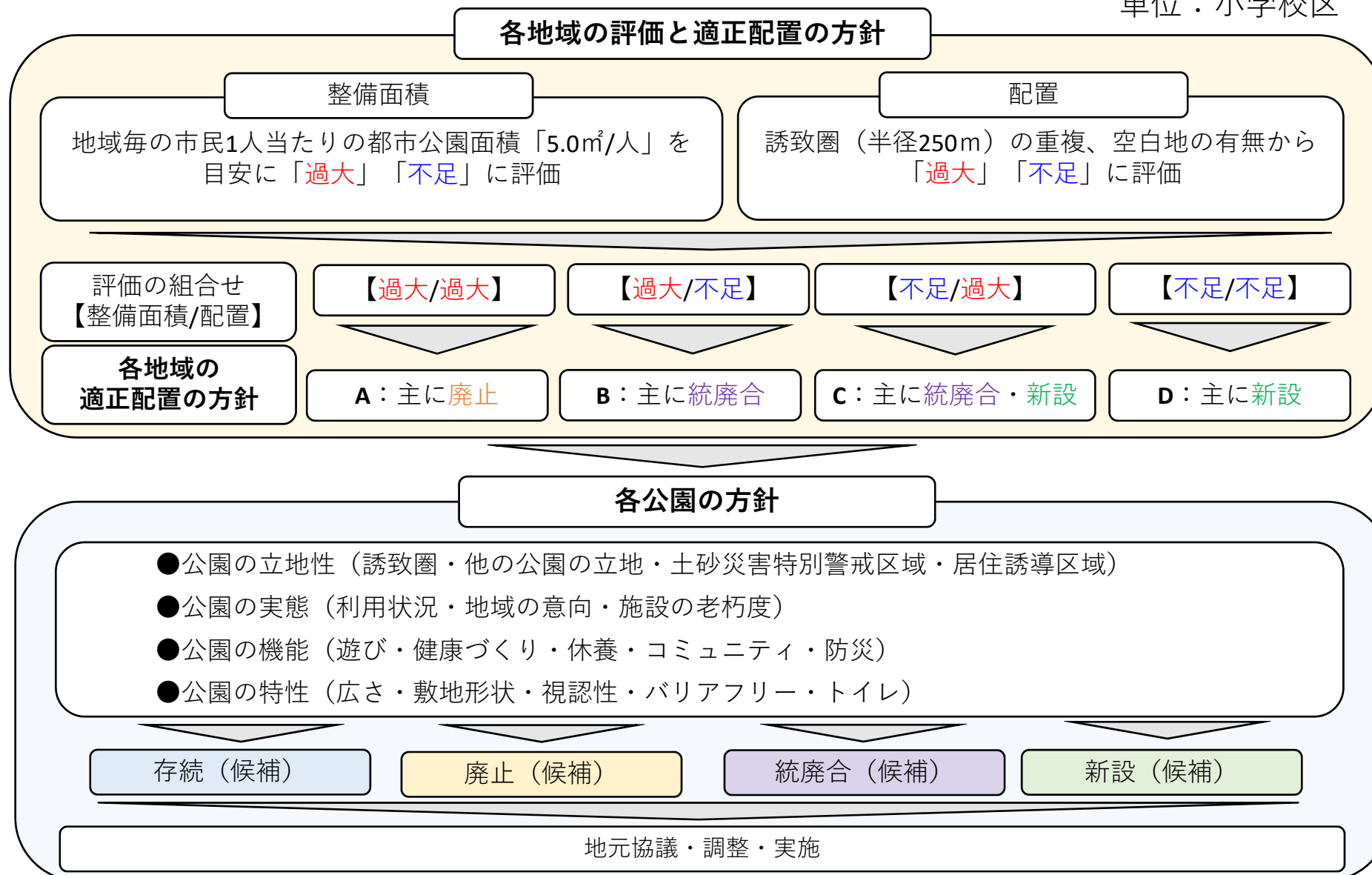
③ 遊園

都市公園の整備が遅れていた時代に都市公園の機能を補完する施設として整備されてきたが、都市公園が概ね充足し、遊園の必要性が低下したことから、**原則、廃止**とする。

5 街区公園の適正配置について

(7) 適正配置の実施フロー（市街化区域内）

単位：小学校区



5 街区公園の適正配置について

(8) 適正配置のイメージ (参考)

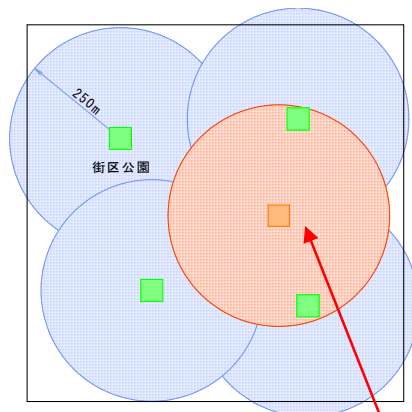
※評価【整備面積/配置】

評価【**過大/過大**】

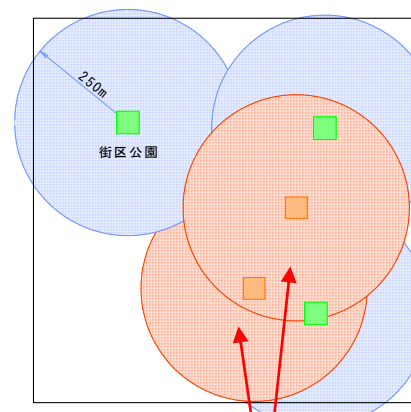
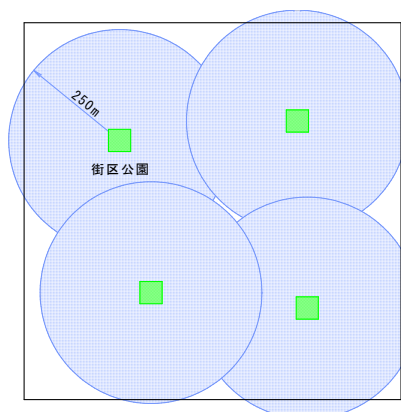
方針A：主に**廃止**

評価【**過大/不足**】

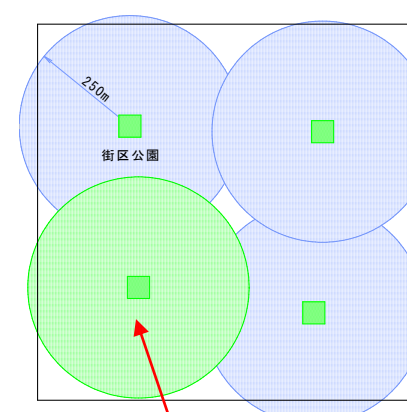
方針B：主に**統廃合**



配置が過大なため廃止



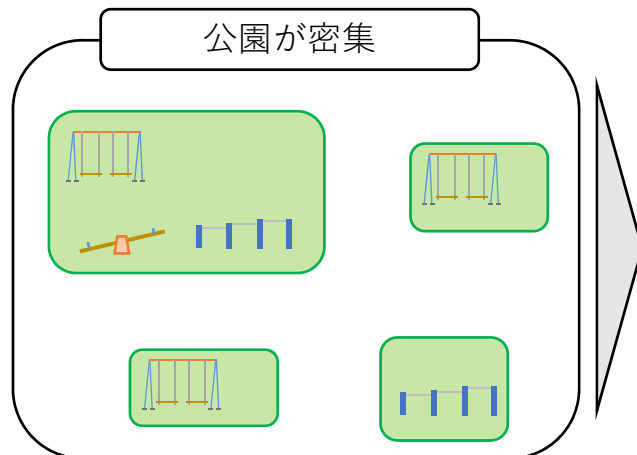
配置が偏っているため廃止



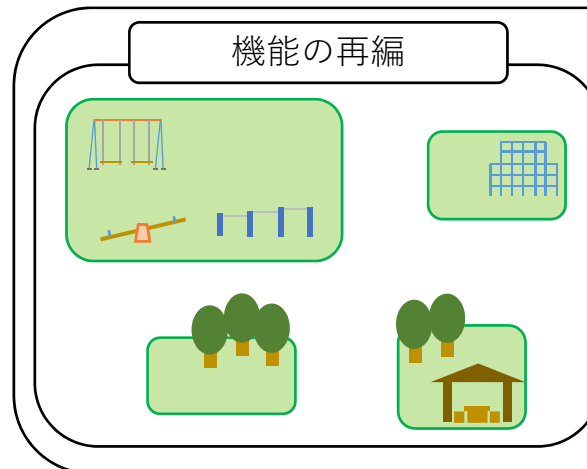
空白地に新設

○再編のイメージ

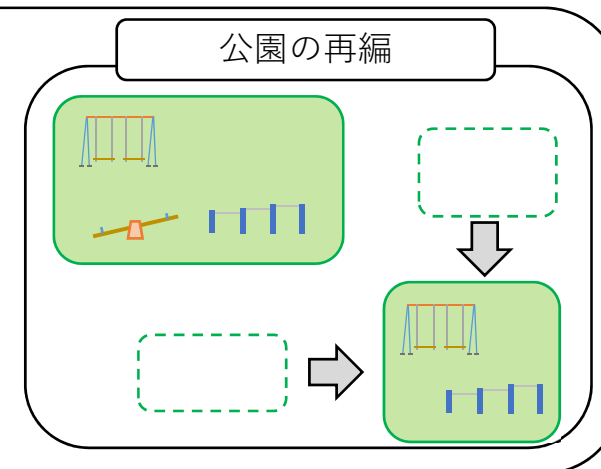
公園が密集



機能の再編



公園の再編



6 市庁舎周辺道路の施工箇所の見直しについて

(1) 令和6年度当初予算の施工箇所図

R6当初予算



6 市庁舎周辺道路の施工箇所の見直しについて (2)見直し後の施工箇所図

見直し後



路線	工事内容	～令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①市道出来大工町江戸町線 (東側道路)	道路	魚の町公園側 バスベイ整備	新市庁舎側バスベイ整備	新市庁舎側車道舗装 バス停上屋設置	魚の町公園側車道舗装		
②市道興善町桜町1号線 (西側道路)	道路	道路改良					車道舗装
	電線共同溝				入線・抜柱		
③市道諏訪町桜町1号線 (南側道路)	道路		道路整備			車道、歩道舗装	
	電線共同溝				入線・抜柱		
④市道大黒町麴屋町線 (北側道路)	道路		新市庁舎側 タクシーベイ整備	旧長崎署側道路整備 車道舗装、支障物件移設 タクシー乗り場上屋設置			
⑤市道諏訪町桜町1号線 (新設区間)	道路			道路整備	道路整備+車道舗装		歩道舗装
	電線共同溝						入線・抜柱
⑥市道桜町3号線 (拡幅区間)	道路					道路整備	車道、歩道舗装
	電線共同溝						入線・抜柱

※拡幅区間は旧別館の解体及び整備の進捗状況に合わせて整備予定

6 市庁舎周辺道路の施工箇所の見直しについて

(3) 平面図と現地写真



7 市道宿町22号線の安全対策(通行止め)について

(1) 概 要

ア 路線名 市道宿町22号線

イ 場 所 宿町（日見公園北側）

ウ 内 容 市道宿町22号線に接続する交差点形状が変則的であり、交差点から当該路線への車両進入が歩行者に危険な状況のため、地元自治会等から安全対策の要望があっており、市道の通行止めを検討している。

エ 経 緯	令和元年	日見地区連合自治会及び宿町自治会から長崎警察署あて当該市道を一方通行にしてほしい旨の要望書が提出
	令和元年	県警と市、地元関係者で現地立会 その結果、長崎警察署から交通状況や過去の事故件数が少ないことなどから一方通行にできない旨を要望者へ回答
	令和2年	県警から市道宿町22号線を通行止めする方法が提案され、市で通行止めを検討

7 市道宿町22号線の安全対策(通行止め)について

(2) 位置図、現況写真



①交差点西側より撮影



②交差点東側より撮影



7 市道宿町22号線の安全対策(通行止め)について

(3) 社会実験の概要

ア 内 容 片側通行止め、交通量調査

イ 期 間 令和6年4月15日(月)午前6時～5月17日(金)午後12時(33日間)
(交通量調査：4月23日(木))

ウ 目 的 今後、市道の通行止めの可否を判断するにあたり、通行止めをすることで周辺道路や交差点に影響等が生じないか確認するため。

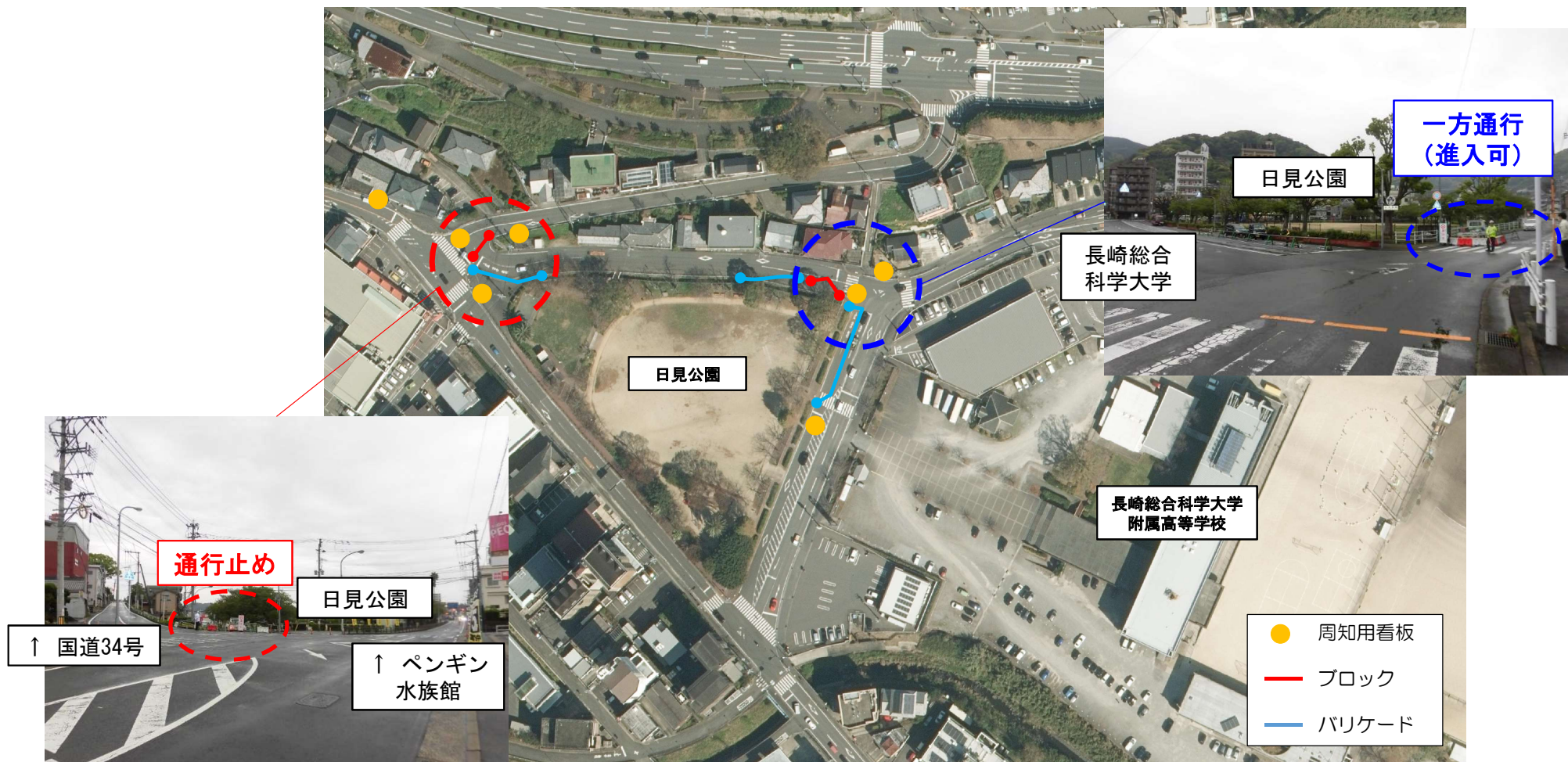
エ 結 果 朝夕の通勤時間帯は、周辺道路の渋滞が一時的に見受けられたものの、信号処理で解消されており、周辺道路や交差点での交通への支障はない。

(4) 今後の予定

今回の社会実験の結果をもとに関係機関(長崎振興局、警察、県営バス)と協議を行い、令和6年中までに当該市道の通行止めの可否を決定する。

7 市道宿町22号線の安全対策(通行止め)について

(5) 位置図、写真 (社会実験)



8 令和3年陳情第6号「個人の土地を市が長期に渡り不当使用の件に付き早急に解決を望む陳情について」のその後の経過について

(1) 陳情の概要（令和3年11月）

現在、栄町油屋町1号線として供用している市道内に、登記簿上、民有地が存在しており、登記簿上の名義人の夫（陳情人）から、裁判によることなく行政判断による公費支出（買収）を求められているもの。

ア 当該地

(ア) 地 番：長崎市油屋町46番1

(イ) 面積：155.63m²

(うち、市道部分(非課税部分) 28.49m²)

(ウ) 名義人：陳情人の妻ほか 1 人（持分 2 分の 1 ずつ）

【位置図】



8 令和3年陳情第6号「個人の土地を市が長期に渡り不当使用の件につき早急に解決を望む陳情について」のその後の経過について

イ 陳情人の主張と市の見解

陳情人の主張	陳情に対する長崎市の見解（前回）
・油屋町46番の土地を2回に分けて買収するとのことであったが、現在の油屋町46番2については、長崎市が買収し、分筆、所有権移転登記がされているものの、当該地は買収、分筆、所有権移転登記がされておらず、市道内に民有地として存在している。 ・当該地について、長崎市は道路部分として固定資産税非課税としているが、現在まで放置され不当に使用されている。 ・昭和50年に地権者から当該地の登記の状況について長崎市に確認したところ、速やかに手続きすると回答していながら、その後登記されていない。 ・周囲の民有地は随時登記されており、当該地についても登記する機会が何度もあったが登記していないのは、買収していなかったからではないか。長崎市は当該地を買収せよ。	・当該地を買収したのか、していないのか、書面により事実を確認することができず、事実認定を行うためには公平な独立機関である裁判所に委ねるしかないと考えている。 ・民法第162条において、一定の事実状態が一定期間継続した場合にはその事実状態を権利として認めることとされている（時効取得）。当該地については市道の供用開始から20年以上経過するなど時効取得の要件を満たしていることから、市としてはこれまでの事例と同様に時効を主張せざるを得ないと考えている。 ・固定資産税については、地方税法第343条の規定により、真実の所有者か否かに限らず、登記簿上の所有者に課されるものとされている。 ・市道内に民有地が存在している場合の対応としては、所有者から寄付をしていただき、市が測量及び所有権移転登記を行っており、全国的にも同様な対応がなされている。

市議会の意見

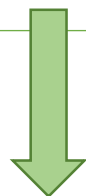
- ・当該地の買収手続きが行われていないことが明らかなことから、裁判ではなく、買い取るかどうかの検証を行ってほしい。
- ・委員会の総意として、陳情人には過失がなく、市に過失があり、市自体も非を認めていることから裁判所に判断を委ねるのではなく市民に寄り添った行政判断を直ちに行うことで早期の解決を図ってほしい。

8 令和3年陳情第6号「個人の土地を市が長期に渡り不当使用の件につき早急に解決を望む陳情について」のその後の経過について

(2) 陳情後に新たに判明した事実（令和5年2月議会報告）

財団法人長崎市開発公社（当時。以下「公社」という。）が当該地を先行取得したことを裏付ける添付書類とともに、道路用地として長崎市に売却する意思決定が現存。また、公社が意思決定内容と同等面積を買収し、また売却したことが決算の状況に記載されていることが確認できた。

判明後の陳情人の主張	判明後の長崎市の見解
- 公社と長崎市の間での土地の売買について明確になったに過ぎず、公社が地権者から土地を買収した事実を、契約書や領収証等の書類により確認できず納得できない。公社と長崎市の決算だけでは買収した証明にはならない。 - 当該地の登記について、昭和50年に問い合わせをした時も登記すると回答していながら登記していない。また、長崎市が同時に買収したと主張する隣接地（油屋町44）を昭和60年に登記しているが、その際にも登記していない。買収したのであれば問題なく登記できたはずだが、登記する機会が何度もあったにもかかわらず未登記なのは何らかの原因があるはずであり、それは買収していなかったからではないか。	- 公社が当該地を地権者から買収し、長崎市が公社から購入しているものとする。 - 公社と地権者との間での、契約書や領収書等の書類は確認できないが、長崎市が公社から土地を購入するにあたっては、公社が土地を買収した事実を確認しないと支出ができず、当時も事実確認をしたうえで支出したものと判断している。 - 陳情人の主張どおり、登記する機会があったにもかかわらず未登記なのは事実だが、理由は解明できていない。 したがって、長崎市としては「買収しているが、登記を怠っている」との認識。



8 令和3年陳情第6号「個人の土地を市が長期に渡り不当使用の件に付き早急に解決を望む陳情について」のその後の経過について



陳情人から、主張について次の内容への修正の申し出

令和2年2月本件発覚以来市と買収交渉を行ってきたが何ら進展もなく、2年経ってから資料が出てきたと云うが、それは市と公社の内部資料であり、地権者は何ら関与していない。

隣接地（油屋町44）と同時に買収したとあるが、登記は18年後になされている。

当該地（油屋町46番1）については一切手を付けておらず、契約書もない、領収書もない、分筆も登記もなされていない。まして地権者は一切関与していないのに、市は内部資料だけで買収したと主張しているが、本事業は国の補助事業であり、買収して分筆も登記もしない事は考えられない、まして近隣地は遅まきながら登記している。当該地のみ手を付けていない。買収をしていないからである。この様な事が社会一般に通る筈もない。

本件発覚以来4年4ヶ月も経ち、当初市は行政判断で解決すると言ったり、市三役で協議したが誰も金額を決定できる者がいないと言ったり、今になって資料が出てきたから買収済みと云う。又、司法に委ねると言いだした。

地権者には何ら非はなく、当時の公社及び市の落ち度であり、職務怠慢と言わざるを得ない。買収をしていないから、分筆も登記も出来ないのである。

交渉過程において市より裁判所の調停に申し立てをする事を懇願されたので、申し立てした、ところが調停一回目（令和3年1月5日）市当局は当日欠席、二回目（同年2月4日）冒頭より裁判官から「市はこの調停には応じる気は全くありません」と言っております。との事で閉廷、市からの提案だったのに何この有り様は、無責任極まりない。

市は司法に委ねると言うが、一市民が行政を相手に裁判を起こす事がどれほど大変な事か、時間と労力と費用を要するか、全く解かっていない。4年4ヶ月の間、私（陳情者）は、市の対応が二転、三転する事により翻弄され続けております。

これがわが長崎40万市民を要する市役所なのか、市民の為の市役所、行政である事を望む。本件を早急に解決する事を願う。

なお、本資料は当初の委員会文書を土木部が、本人（陳情者）の同意確認を取らずに作文掲載した事による差し替えである。

8 令和3年陳情第6号「個人の土地を市が長期に渡り不当使用の件につき早急に解決を望む陳情について」のその後の経過について

(3) 現時点までの経過と今後の対応

長崎市は、当該地の登記を行っていない事実を認めたうえで、分筆・登記にかかる手続きを長崎市の負担で行うことを前提に、令和5年2月議会での所管事項報告以降も陳情人との協議を継続してきている。

この問題への対応等については、これまでも顧問弁護士に相談しながら進めているが、長期に渡っているため早期解決が必要であることを認識しているものの、双方の主張点は平行線をたどっており、新たに関連書類等の存在が判明しない限り、これ以上の進展は難しいと考えている。

そのため、今後は、長崎市の考えを正確に伝えるため書面による協議に改め、司法の判断を仰ぐ手法もあることを含めて提案していきたい。

9 指定管理者の更新の方針について

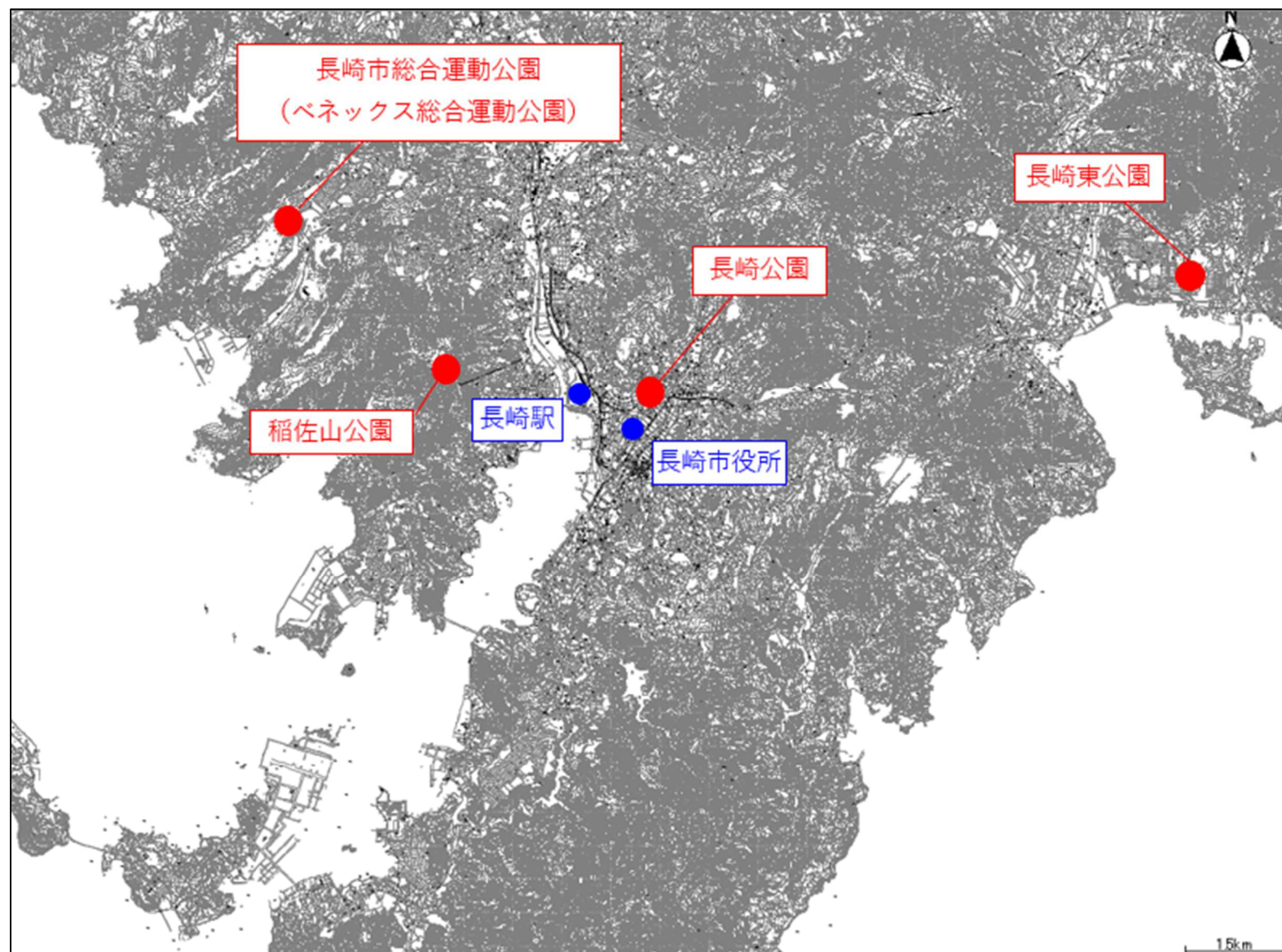
(1) 指定管理者制度導入施設一覧

選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
公募	稲佐山公園	長崎市都市公園条例	リージョナルクリエーション 長崎・長崎ロープウェイ事業共 同体	令和２年４月１日から 令和７年３月３１日まで	土木総務課
	長崎市総合運動公園 (ベネックス総合運動公園)		株式会社 長崎消毒社		
	長崎公園		株式会社 松田久花園		
	長崎東公園		株式会社 ＮＢＣソシア		
	桜 町 駐 車 場	長崎市駐車場条例	株式会社 ビバホーム	令和２年４月１日から 令和７年３月３１日まで	土木企画課
	市民会館地下駐車場		株式会社 トラスティ建物管理		
	松 が 枝 町 駐 車 場		デンケングループ		
	松 が 枝 町 第 ２ 駐 車 場		株式会社 司コーポレーション		
	平 和 公 園 駐 車 場		株式会社 城保安警備		
	松 山 町 駐 車 場				
	茂 里 町 駐 車 場	株式会社 長南	令和３年４月１日から 令和７年３月３１日まで		
	古川町二輪車等駐車場	長崎市二輪車等駐 車場条例	株式会社 ファーストスター	令和３年４月１日から 令和８年３月３１日ま で	
	万才町二輪車等駐車場				
	元船町二輪車等駐車場				
	尾上町二輪車等駐車場				
恵美須町二輪車等駐車場					

	新地町二輪車等駐車場				
	元船町第2二輪車等駐車場				
	住吉町二輪車等駐車場				
	興善町二輪車等駐車場				
	新大工町二輪車等駐車場				
	長崎駅二輪車等駐車場				
	浦上駅二輪車等駐車場				
	矢の平1丁目二輪車等駐車場				
	西山2丁目二輪車等駐車場				
	若葉町二輪車等駐車場				
	大橋町二輪車等駐車場				
	東山町二輪車等駐車場				
	東山町第2二輪車等駐車場				
	立山地区二輪車等駐車場				
	長崎駅西口自動車整理場	長崎駅西口自動車整理場条例			
非公募	築町二輪車等駐車場	長崎市二輪車等駐車場条例	長崎つきまち株式会社	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	

(2) - 1 公募予定施設（公園）

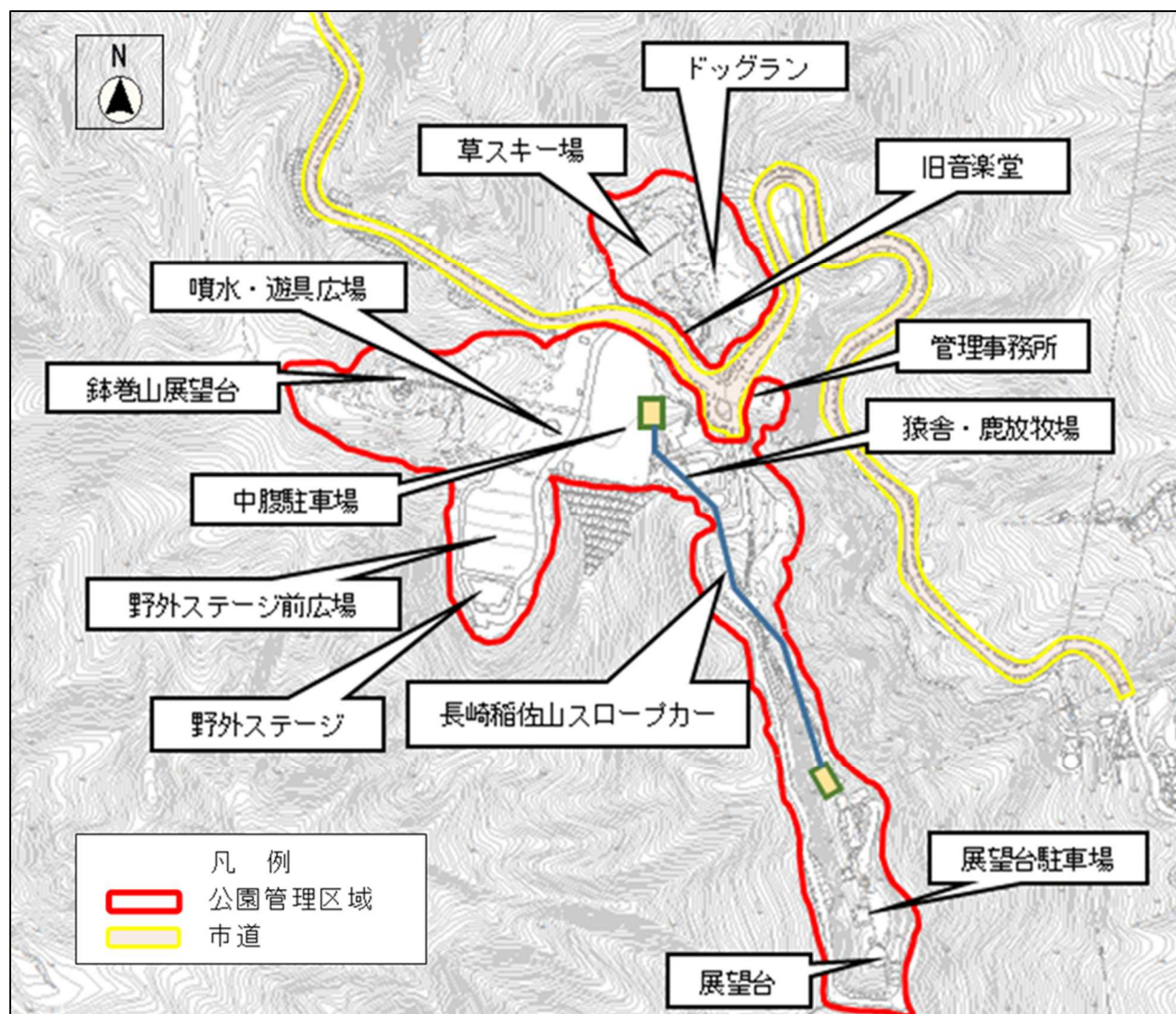
位置図（公園全体）



稲佐山公園

ア 施設の概要

(ア) 配置図



(イ) 名称 稲佐山公園

(ウ) 所在地 長崎市稲佐町、大浜町、水の浦町、淵町 他

(エ) 設置年月日 昭和 26 年 4 月 26 日

(オ) 設置目的

長崎市の中心市街地の西側に位置する稲佐山を中心に、周辺を総合公園として開設し、市民の潤いと憩いの場として、また長崎の夜景を楽しむ場として整備したもの。

(カ) 主な施設内容

開設区域面積		約 92.8ヘクタール
施設内容	有料施設	野外ステージ、展望台駐車場、スロープカー（駅舎を含む。）
	無料施設	展望台、猿舎・鹿放牧場、ドッグラン、野外ステージ前広場、旧音楽堂、草スキー場広場、鉢巻山展望台、遊具広場
	許可施設	稲佐山公園売店、展望台レストラン
	その他施設	中腹駐車場、管理事務所等

(キ) 開館時間

施設名	期間	利用時間
野外ステージ	1月4日から 12月28日まで	午前9時30分から午後9時まで
展望台駐車場	通年	午前0時から午後12時まで
スロープカー	364日（原則）	午前9時から午後10時まで

(ク) 休園日

年中無休。ただし、野外ステージは、1月1日～3日及び12月29日～12月31日は休館、スロープカーは不定休（悪天候及び高圧電源保守点検（1日）により運休あり）。

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (26年度)	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	575,122	345,151	312,375	626,526	615,213

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く

(千円)

年度	導入前 (26年度)	2年度	3年度	4年度	5年度
金額	44,722	83,174	113,630	113,630	76,522

(ウ) 利用料金収入

(千円)

年度	導入前 (26年度)	2年度	3年度	4年度	5年度
金額	13,705	46,084	42,337	72,696	81,226

(エ) 納付金

(千円)

年度	導入前	2年度	3年度	4年度	5年度
金額		0	17,750	48,109	0

(オ) 主なサービス向上策

- 展望台 1 F にカフェを設置、展望台外に売店（コンテナ）を 2 店設置、テント・リクライニングチェア・シート等の備品貸出、稲佐山公園アプリの開発、マチカメの設置等、公園利用者の利便性の向上に寄与する魅力向上事業を実施した。
- 謎解きゲーム、スロープカー一日駅長体験、鹿エサやり体験、各種マルシェ等のイベントを開催し、公園利用者の増加及び満足度の向上に寄与する魅力向上事業を実施した。
- 稲佐山公園と長崎ロープウェイのホームページを一元化し、よりわかりやすい情報発信を行った。

(カ) 評価

- コロナ禍で利用者が減少していた中でも、利用者の増加に向けた各種魅力向上事業を積極的に実施しており、評価できる。
- 利用者からのご意見を参考として、対応を検討し、実行しており、公園の魅力向上に寄与していると評価できる。
 - ・ お土産を販売してほしい⇒スロープカー駅舎内にお土産販売エリアを設置
 - ・ 鹿に触れ合いたい⇒鹿エサやり体験を実施
 - ・ 展望台に高齢者がゆっくり景色を見る所があれば嬉しい⇒展望台内に余っているソファをスロープに設置など

長崎市総合運動公園（ベネックス総合運動公園）

ア 施設の概要

（ア）平面図



(イ) 名称 長崎市総合運動公園（ベネックス総合運動公園）

(ウ) 所在地 長崎市柿泊町、小江町

(エ) 設置年月日 平成 8 年 9 月 1 日

(オ) 設置目的

大規模な競技会の開催が可能な高規格・高水準のスポーツ施設、市民が気軽に利用できるレクリエーション施設を有する、全市的なスポーツ・レクリエーション活動の拠点とした公園である。

(カ) 主な施設内容

開設区域面積	約 43.8 ヘクタール
有料施設	かきどまり陸上競技場
	かきどまり補助競技場
	かきどまり投てき練習場
	かきどまり野球場（SUNボールパークかきどまり）
	かきどまり庭球場
無料施設	運動広場、ちびっこ広場、多目的広場
その他施設	駐車場、管理事務所等

(キ) 開館時間

施設名	期間	利用時間
かきどまり陸上競技場	通年	午前 8 時から午後 9 時まで
かきどまり補助競技場	3 月、4 月、9 月	午前 8 時から午後 6 時まで
	5 月～8 月	午前 8 時から午後 7 時まで
	10 月～2 月	午前 8 時から午後 5 時まで

かきどまり投てき練習場	3 月、4 月、9 月	午前 8 時から午後 6 時まで
	5 月～8 月	午前 8 時から午後 7 時まで
	10 月～2 月	午前 8 時から午後 5 時まで
かきどまり野球場 (SUNボールパークかきどまり)	3 月、4 月、9 月	午前 6 時から午後 6 時まで
	5 月～8 月	午前 6 時から午後 7 時まで
	10 月	午前 6 時から午後 5 時まで
	11 月～2 月	午前 8 時から午後 5 時まで
かきどまり庭球場	通年	午前 8 時から午後 9 時まで

(ク) 休園日

1 月 1 日～3 日及び 12 月 29 日～12 月 31 日

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (16 年度)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
利用人数	204,953	242,992	196,577	258,483	271,361

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く

(千円)

年度	導入前 (16 年度)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
金額	85,001	104,461	102,795	102,799	98,673

(ウ) 利用料金収入

(千円)

年度	導入前 (16年度)	2年度	3年度	4年度	5年度
金額	27,672	22,603	18,929	25,322	24,391

(エ) 主なサービス向上策

- コロナウイルス感染症の影響もあり、全体的に利用者が伸び悩んでいる中、各競技において例年開催されている大会だけでなく新規開催の大会も積極的に受け入れて利用者数を伸ばした。
- 大会の実施により土日祝日が埋まり一般利用が伸び悩む状況があったが、大会関係者との調整により解消を図り、一般開放の機会を増やすことができた。

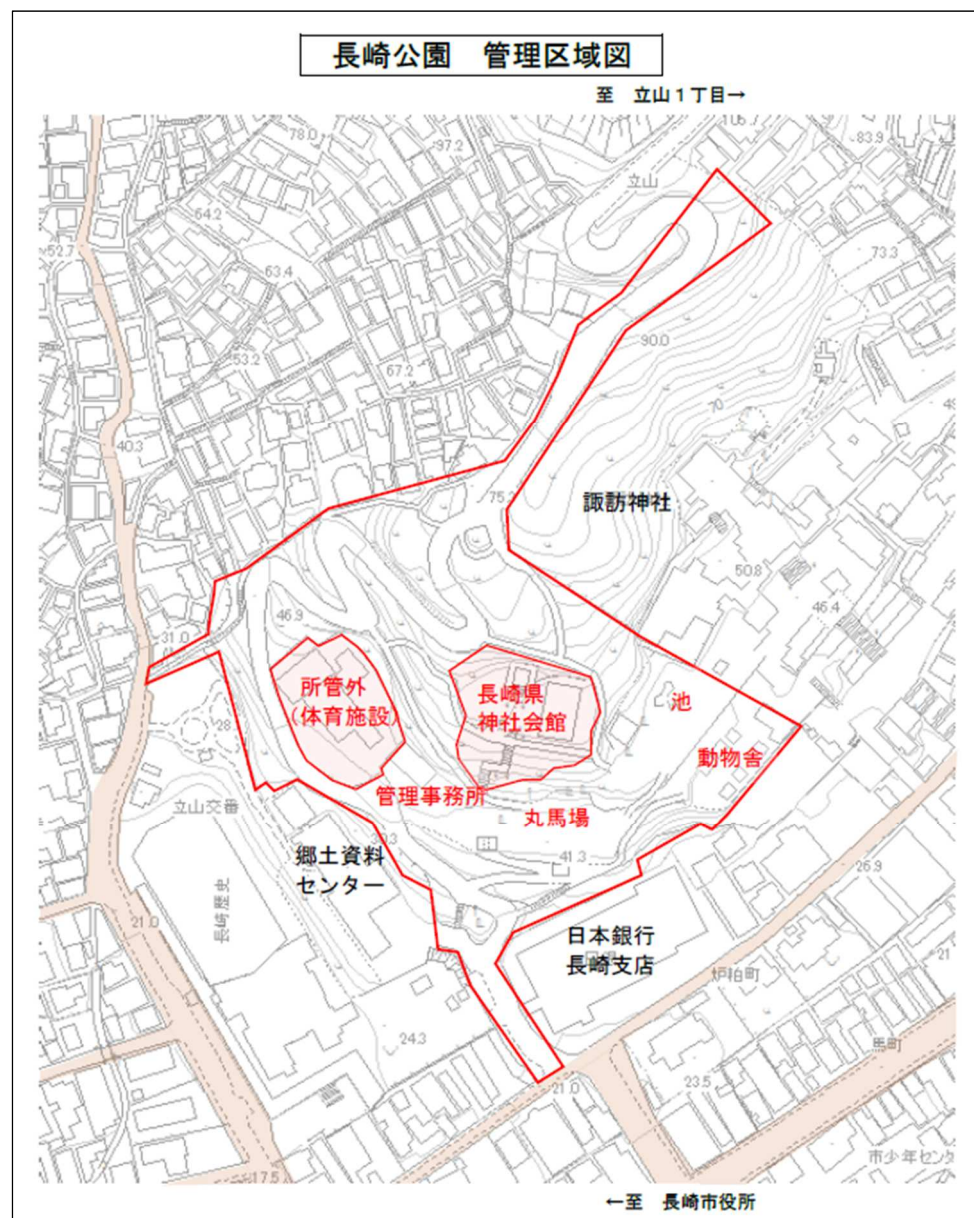
(オ) 評価

- 天然芝を良好な状態に維持していることで、日本陸上競技連盟や利用者の評価も高く施設の適切な維持管理に寄与している。
- 事業計画書には、「総合運動公園管理のテーマ及び基本的な考え方」として、「市民の生涯スポーツと健康づくりに貢献し、憩いの場を提供する」とあるが、利用者の声に対して迅速かつ的確に対応しており利用しやすい環境づくりができています。
- 庭球場の一般開放の機会を増やすことやマラソン大会の誘致など、利用者増加に向けて寄与している。

長崎公園

ア 施設の概要

(ア) 配置図



(イ) 名称 長崎公園

(ウ) 所在地 長崎市西山町、立山 1 丁目、西山本町 他

(エ) 設置年月日 昭和 3 4 年 7 月 2 2 日

(オ) 設置目的

江戸時代に建立された諏訪神社に隣接し明治 6 年 1 月に太政官布 1 6 号の配布により公園に制定され、以後、市民の憩いの場として公共福祉に寄与することを目的に整備を重ね、昭和 3 4 年 7 月 2 2 日に長崎市都市公園条例の制定に伴い、都市公園に指定された公園。

(カ) 主な施設内容

動物広場、丸馬場、噴水池、管理事務所、遊具、記念碑、公園便所

(キ) 開館時間 動物舎：午前 9 時 3 0 分～午後 5 時

(ク) 休園日 なし

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (26 年度)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
利用人数	集計なし (※)	74, 412	94, 574	97, 658	96, 599

※平成 2 8 年 1 2 月にカウンター設置

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く

(千円)

年度	導入前 (24 年度)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
金額	46, 334	18, 850	18, 851	18, 848	18, 248

(ウ) 利用料金収入

有料施設がないため、利用料金制度適用なし。

(エ) 主なサービス向上策

- クリスマスなど季節の催事に合わせたイベントやクジャクの羽ペンづくり講座など、施設の強みを生かしたイベントを実施し、市民サービスの向上に努めた。
- ホームページを充実させ、SNS による情報発信を行った。
- アンケートの実施し、利用者の意見に迅速にかつ的確に対応した。
- どうぶつひろばの空舎に新たな動物の導入するなど、利用者目線に立ち施設の充実を図った。
- 動物餌の販売を行ない、子どもなどに動物とのふれあいの機会や憩いの場を創出した。
- ひまわり花壇の造成など、歩いて楽しめる修景の向上に努めた。

(オ) 評価

- 利用者実績は、コロナウイルス感染拡大に伴う影響も受けつつも、R4 年度には感染拡大前の回復に近づいている。
- どうぶつ広場の利用の活性化につながるような自主事業が積極的に実施されており、魅力向上、集客に向けた取り組みを評価したい。
- 公園内の清掃なども、適切になされており日常的な管理の充実、また所長を中心とした連絡体制が充実しており市と連携した取り組みがなされていた。
- 指定管理委託料については、市直営の経費より大幅に減少しており、指定管理制度の導入による一定の効果が継続していると考ええる。

長崎東公園

ア 施設の概要

(ア) 配置図



(イ) 名称 長崎東公園

(ウ) 所在地 長崎市戸石町

(エ) 設置年月日 平成2年8月1日

(オ) 設置目的

地域交流の推進を図るとともに公共福祉に寄与すること。

(カ) 主な施設内容

開設区域面積		18.03 ヘクタール
施 設 内 容	有料公園施設	コミュニティ体育館（競技場・トレーニング室・浴室・多目的ホール）
		運動場
		庭球場
		コミュニティプール
	無料公園施設	多目的広場
		ちびっ子広場
		子どもの遊び場
	その他施設	第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、第4駐車場、

(キ) 開館時間

施設名		期間	開館時間
コミュニティ体育館	競技場（専用利用の場合）	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで
	競技場（練習利用の場合）及びトレーニング室	1月4日から12月28日まで	午前10時から午後9時まで
	浴室	1月4日から12月28日まで。ただし、毎週火曜日（休日を除く）を除く。	正午から午後7時まで
運動場		3月1日から10月31日まで	午前6時から午後9時まで
		11月1日から翌年2月末日まで	午前8時から午後9時まで
庭球場		1月4日から12月28日まで	午前8時から午後9時まで
コミュニティプール		7月20日（その日が月曜日にあたる場合は7月19日）から8月31日（その日が土曜日にあたる場合は9月1日）まで	午前9時から午後8時まで
		9月1日（その日が日曜日にあたる場合は9月2日）から翌年7月19日（その日が日曜日にあたる場合は翌年7月18日）まで	午後1時から午後8時まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日は、午前10時から午後8時まで）

(ク) 休園日

1月1日～3日及び12月29日～12月31日

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (17年度)	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	157,102	126,825	106,153	134,032	132,622

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く

(千円)

年度	導入前 (17年度)	2年度	3年度	4年度	5年度
金額	82,760	94,283	100,345	100,323	66,000

(ウ) 利用料金収入

(千円)

年度	導入前 (17年度)	2年度	3年度	4年度	5年度
金額	20,185	17,119	14,697	18,518	15,549

(エ) 納付金

(千円)

年度	導入前	2年度	3年度	4年度	5年度
金額		0	0	0	54

(オ) 主なサービス向上策

- コロナ禍の公園利用者が減少する状況において、企業の強みを生かしたラジオやSNS等のメディアによる広報活動を積極的に実施して、公園の広報に貢献している。
- コロナの収束期には、マルシェやライトアップ事業を開催して、公園利用者の便益向上及び公園の広報活動に寄与している。

(カ) 評価

- 施設の維持管理面では、施設の老朽化や災害による被害に対して市と連携しながら迅速に対応しており、利用者サービスの維持に寄与している。
- 施設の運営面では、幅広い年齢層の利用者に対して柔軟な対応をしており、重大な苦情やトラブルもなく、全体的に円滑な管理運営ができています。

ウ 次期指定管理者の選定方針について（公園全体）

- (ア) 次期指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
- (イ) 選定方法 公募
- (ウ) 利用料金制 導入する

エ 指定までのスケジュール（公園全体）

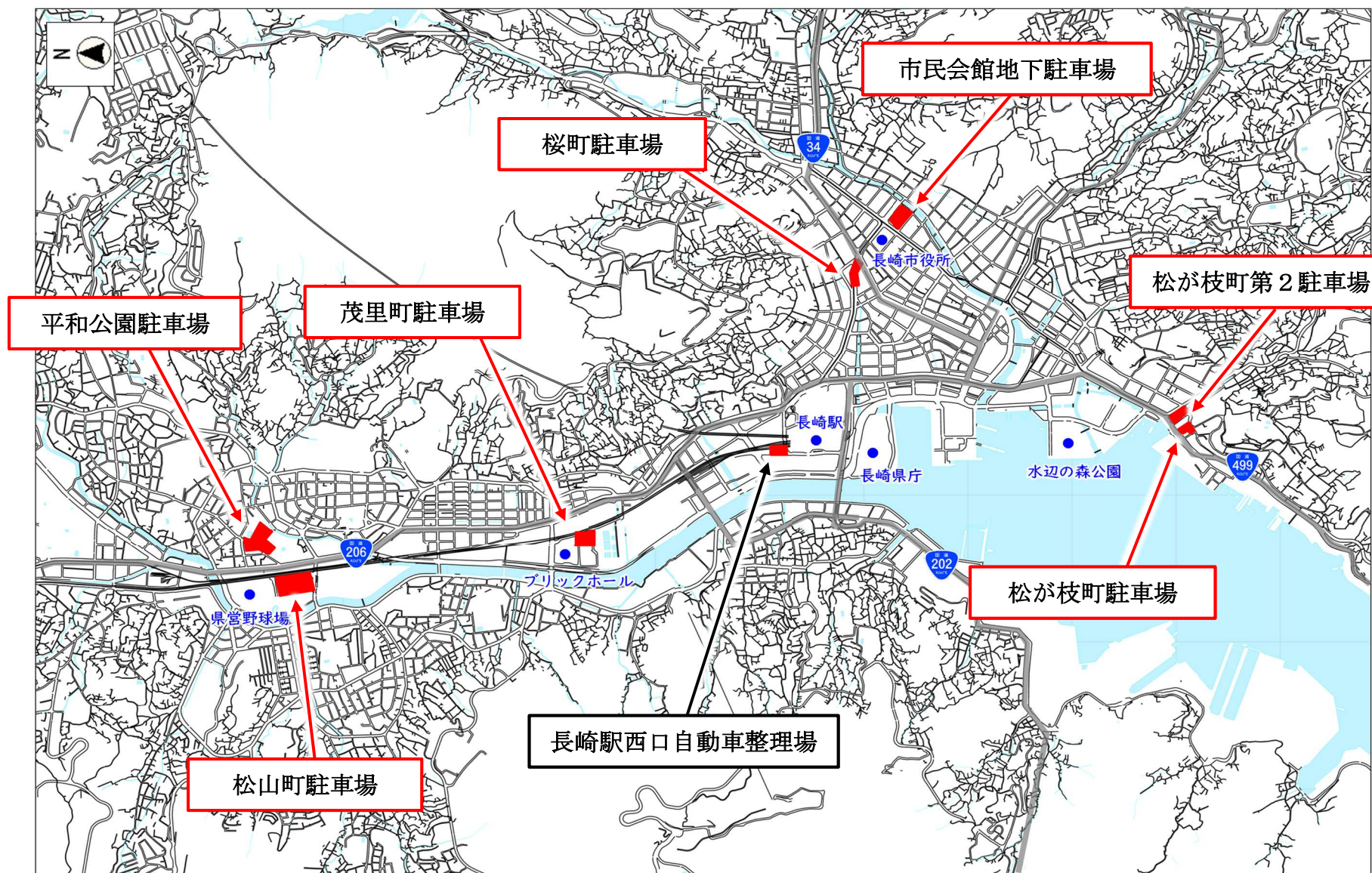
年 月	市議会	内 容
令和6年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和6年8月		指定管理者公募
		↓
令和6年10月		・公募締切
		審査（指定管理者候補者選定審査会）
		・審査及び候補団体の決定
令和6年11月	11月議会	指定管理者の指定
		・指定議案審査
		債務負担行為の設定
		・補正予算議案審査

(2) —2 公募予定施設（市営駐車場）

ア 施設の概要

(ア) 位置図（市営駐車場全体）

: 更新対象施設



(イ) 更新対象施設における主な施設内容

更新対象施設	所在地	開設年	収 容 台 数 (台)				構造
			バス	普通車	二輪車	計	
桜町駐車場	桜町 10 番 16 号先	昭和 46 年 (平成 8 年改修)	－	101※1	44	145	鉄骨・鉄筋コンクリート、路上高架 2 層式 (自走式)
市民会館地下駐車場	魚の町 5 番 1 号	昭和 49 年	－	168	73	241	鉄筋コンクリート、地下 2 層式 (自走式)
松が枝町駐車場	松が枝町 4 番 22 号	昭和 51 年	16	40	5	61	鉄筋コンクリート、地下 1 層式 (自走式) 地上広場式 1 箇所 (自走式)
松が枝町第 2 駐車場	松が枝町 1 番 17 号	平成 2 年	11	98	17	126	鉄筋コンクリート、地下 1 層式 (自走式) 地上 2 層式 (自走式)
平和公園駐車場	岡町 8 番 13 号	平成 6 年	32	88	6	126	鉄骨・鉄筋コンクリート、地下 1 層式 (自走式) 地上広場式 2 箇所 (自走式)
松山町駐車場	松山町 2 番 3 号	平成 9 年	10	292	－	302	鉄筋コンクリート、地下 1 層式 (自走式) 地上広場式 (自走式)
茂里町駐車場※2	茂里町 14 番 1	令和 3 年	－	135	－	135	地上広場式 (自走式)

※1 旧本庁舎解体に伴い 69 台分を公用車用駐車場として使用しており、旧市庁舎別館跡地に公用車等駐車場が完成する令和 9 年度までは収容台数を 170 台から 101 台に変更して運営

※2 利用者の多くが長崎ブリックホールの入館者であることから、両施設を一体管理することで、施設間の連携による利用者サービスの向上や事務の効率化が期待できるため、令和 7 年度からは一体管理を前提に公募を行う

(ウ) 設置目的

国際平和観光都市として道路交通の円滑化及び安全で快適な生活環境の形成を図るうえで、これらを阻害する要因である路上駐車車両を収容するために設置するもの。

(エ) 各駐車場の料金

・桜町駐車場、市民会館地下駐車場

駐車場名		桜町	市民会館地下
普通車等	最初の 30 分まで	140 円	140 円
	その後 30 分ごと	130 円	130 円
	2 時間 30 分超	※1 土・日・祝日 1 回 730 円/日	-
	宿泊及び夜間料金	830 円/(22:00～翌 8:00)	830 円/(22:00～翌 8:00)
二輪車	最初の 30 分まで	60 円	60 円
	その後 30 分ごと	60 円	60 円
	1 時間 30 分超	200 円/日	200 円/日
定期駐車		全日 19,420 円	全日 19,420 円
		※2 昼間 14,020 円	※2 昼間 14,020 円

※1 7:00～22:00 (ただし、2 時間 30 分以下は時間料金)

※2 午前 8 時～午後 7 時

・ 松が枝町駐車場、松が枝町第 2 駐車場

駐車場名		松が枝町	松が枝町第 2
バス (30 人以上)	最初の 1 時間まで	1,500 円	1,500 円
	その後 30 分ごと	750 円	750 円
	宿泊及び夜間料金	1,040 円/(17:00～翌 8:00)	1,040 円/(20:00～翌 7:00)
マイクロバス (11～29 人)	最初の 1 時間まで	750 円	750 円
	その後 30 分ごと	370 円	370 円
	宿泊及び夜間料金	1,040 円/(17:00～翌 8:00)	1,040 円/(20:00～翌 7:00)
普通車等	最初の 1 時間まで	300 円	300 円
	その後 30 分ごと	140 円	140 円
	宿泊及び夜間料金	830 円/(17:00～翌 8:00)	830 円/(20:00～翌 7:00)
二輪車	最初の 30 分まで	60 円	60 円
	その後 30 分ごと	60 円	60 円
	1 時間 30 分超	200 円/日	200 円/日
定期駐車			※1 11,000 円 (平日昼間)

※1 午前 7 時～午後 8 時

・ 平和公園駐車場、松山町駐車場

駐車場名		平和公園	松山町
バス (30人以上)	最初の 30 分まで	－	750 円
	最初の 1 時間まで	1,500 円	－
	その後 30 分ごと	－	750 円
	1 時間超	2,090 円/(7:00～20:00)	2,090 円/(7:30～22:00)
	宿泊及び夜間料金	1,040 円/(17:00～翌 8:00)	30 分ごとに 50 円/(22:00～翌 7:30)
マイクロバス (11～29 人)	最初の 30 分まで	－	370 円
	最初の 1 時間まで	750 円	－
	その後 30 分ごと	－	370 円
	1 時間超	1,040 円/(7:00～20:00)	1,040 円/(7:30～22:00)
	宿泊及び夜間料金	1,040 円/(17:00～翌 8:00)	30 分ごとに 50 円/(22:00～翌 7:30)
普通車等	最初の 30 分まで	－	120 円
	最初の 1 時間まで	260 円	－
	その後 30 分ごと	※1 380 円 510 円	120 円
	2 時間超	620 円/(7:00～20:00)	620 円/(7:30～22:00)
	宿泊及び夜間料金	【地上部】 1 時間ごとに 70 円/(20:00～翌 7:00) 【地下部】 830 円/(17:00～翌 8:00)	【地上部及び地下部】 30 分ごとに 40 円/(22:00～翌 7:30)
二輪車	最初の 30 分まで	60 円	
	その後 30 分ごと	60 円	
	1 時間 30 分超	200 円/日	
定期駐車			全日 15,710 円
			※2 昼間 13,610 円

※1 1 時間～1 時間 30 分 380 円、1 時間 30 分～2 時間 510 円

※2 午前 7 時 30 分～午後 10 時

・ 茂里町駐車場

駐車場名		茂里町駐車場
普通車等	最初の 30 分まで	130 円
	その後 30 分ごと	120 円
	宿泊及び夜間料金	30 分ごとに 40 円// (22:00～翌 8:00)
回数券	120 円券 (22 枚つづり)	2,400 円
	130 円券 (22 枚つづり)	2,600 円

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(単位：台)

施設名	導入前 (平成 17 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)
桜町	255, 912	164, 717	167, 143	135, 476	52, 245
市民会館地下	120, 752	61, 913	70, 648	90, 156	100, 515
松が枝町	29, 095	10, 187	11, 453	25, 301	28, 887
松が枝町第 2	47, 591	34, 960	43, 813	57, 999	59, 901
平和公園	86, 689	33, 410	36, 651	56, 985	62, 272
松山町	190, 289	113, 853	111, 512	126, 375	138, 262
茂里町	—	—	25, 268	37, 208	43, 985

(イ) 駐車場利用料金受入金（固定納付金＋変動納付金）

(単位：千円)

施設名	導入前 (平成 17 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※ (見込)
桜町	—	35, 781	34, 264	31, 463	300
市民会館地下	—	10, 727	11, 992	25, 127	22, 833
松が枝町	—	0	5, 264	18, 897	9, 967
松が枝町第 2	—	4, 452	5, 730	22, 625	20, 235
平和公園	—	0	7, 191	20, 557	7, 132
松山町	—	33, 212	30, 341	39, 037	40, 760
茂里町	—	—	6, 568	11, 499	0

※ 令和 5 年度の変動納付金は令和 6 年度の歳入に計上

(ウ) 指定管理委託料

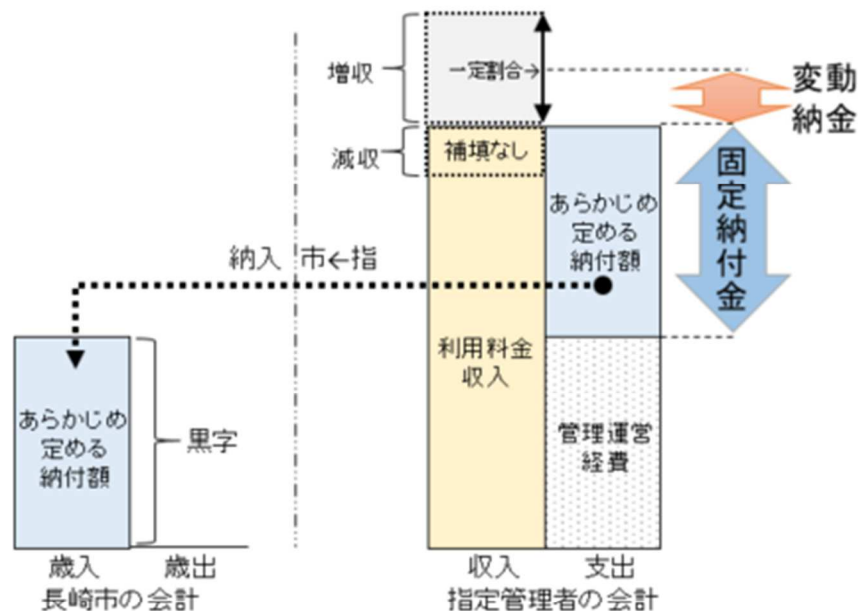
(単位：千円)

施設名	導入前 (平成 17 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)
桜町	26,730	0	0	0	0
市民会館地下	20,957	0	0	0	0
松が枝町	20,169	0	3,967	4,041	0
松が枝町第 2	52,783	0	4,913	4,839	0
平和公園	39,713	0	12,808	12,808	0
松山町	30,962	0	0	0	0
茂里町	—	—	11,742	8,115	4,414

(エ) 利用料金制のイメージ

黒字施設の場合(管理運営経費<料金収入)

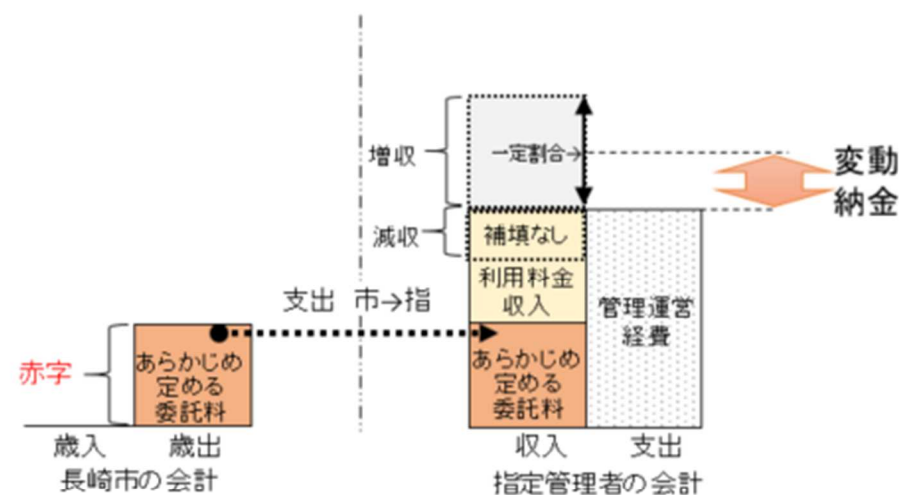
- 指定管理者は管理運営経費を利用料金収入で賄う
- あらかじめ定める納付額(固定納付金)を市に納付する
- 当初見込みより収入が増加した場合、増収分の一定割合を市に納付(変動納付金)



- 当初見込みより収入が減少した場合、市は不足分を補填しない

赤字施設の場合(管理運営経費>料金収入)

- 指定管理者は管理運営経費を利用料金収入で賄うが、不足分は市からの指定管理委託料を補填する。
- 代行制時代の赤字額と同程度が指定管理委託料となる。
- 当初見込みより収入が増加した場合、増収分の一定割合を市に納付(変動納付金)



- 当初見込みより収入が減少した場合、市は不足分を補填しない

(オ) 主なサービス向上策

それぞれの指定管理者において、キャッシュレス対応精算機の導入、電動車いすの貸出し、Wi-Fi 環境の整備、事務所での公共交通機関の一日乗車券販売などの物的サービスだけでなく、接遇などの講習会の実施により人的サービスも含めた駐車場利用者へのサービス向上策を講じている。

(カ) 評価

現在の指定管理者制度においては、駐車台数や利用料金収入が、その地域でのイベントの開催や観光客の動向、ガソリン価格の変動、社会経済状況の変化など外的要因の影響を受けやすいものの、指定管理者制度導入後、上記オ で示すようにサービスは向上している。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 方針

現在、市営駐車場は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間について指定管理者による管理を行っているが、令和 7 年度以降の 5 年間についても、市民サービスの向上、経費削減による経済効果などを勘案し、指定管理者による管理を継続する。

ただし、桜町駐車場については、令和 5 年 1 月に開庁した新市庁舎に新たな駐車場が設置されたことにより一般利用者の需要が減少しており、「公の施設」としての必要性について検討する必要があるため、指定期間を新たな公用車等駐車場が完成する令和 9 年度までの 3 年間とする。

(イ) 次期指定期間 ： 桜町駐車場 令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（3 年間）
 その他駐車場 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）

(ウ) 選定方法：公募

(エ) 利用料金制：適用

(オ) 駐車場のグループ構成

現 行 (令和 2 年度～令和 6 年度)	
1	桜町駐車場
2	市民会館地下駐車場
3	松が枝町駐車場 松が枝町第 2 駐車場 } グループ化
4	平和公園駐車場
5	茂里町駐車場
6	松山町駐車場



今 後 (令和 7 年度以降)	
1	桜町駐車場
2	市民会館地下駐車場
3	松が枝町駐車場 松が枝町第 2 駐車場 } グループ化
4	平和公園駐車場
5	茂里町駐車場 ブリックホール } グループ化
6	松山町駐車場

エ 指定までのスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和6年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和6年8月		指定管理者公募
令和6年9月		↓
令和6年10月		・公募締切
		審査（指定管理者候補者選定審査会）
		・審査及び候補団体の決定
令和6年11月	11月議会	指定管理者の指定
		・指定議案審査
		債務負担行為の設定
		・補正予算議案審査

(3) 非公募予定施設（市営駐車場）

ア 施設の概要

(ア) 位置図



(イ) 施設の名称

長崎市築町二輪車等駐車場

(ウ) 施設の目的

本市中心部である浜町・築町地区における二輪車等の放置及び路上駐輪を防止することにより、道路交通の円滑化を図り、もって良好な生活環境を確保する。

(エ) 駐車場の位置・収容台数及び供用開始日

位 置	長崎市築町３番１８号（メルカつきまち屋上）
収容台数	１７２台（大型バイク用３０台を含む）
供用開始日	平成１０年９月１９日

(オ) 管理運営の概要

a 供用期間、供用時間及び入出庫時間

供用期間	１月１日～１２月３１日（年中無休）
供用時間	午前０時～午後１２時（終日）
入出庫時間	午前７時～午後１１時
指定管理者	長崎つきまち株式会社
指定期間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日

ｂ 利用方法及び駐車料金

区 分		入出庫 1 回ごとの料金
24 時間以内の場合	最初の 1 時間まで	1 0 0 円
	1 時間を超えるとき	2 0 0 円
24 時間を超える場合		24 時間につき 2 0 0 円
定期駐車券		月額 3, 1 4 0 円
回数駐車券（1 1 枚綴り）		2, 0 0 0 円

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

（ア）利用者の推移

（単位：台）

年度	導入前 (17 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)
利用台数	49, 384	27, 671	29, 531	27, 721	24, 064

（イ）変動納付金

（単位：千円）

年度	導入前 (17 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)
金額	—	0	237	289	0

※ 令和 5 年度の変動納付金は令和 6 年度の歳入に計上

(ウ) 指定管理委託料

(単位：千円)

年度	導入前 (17 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)
金額	6,964	961	1,000	1,000	472

(エ) 主なサービス向上策

新聞折込で施設利用案内のチラシを配布するなど利用促進に寄与する取組みを実施するとともに、利用者アンケートの実施や月 1 回のビル管理会議で日頃の問題点を共有する場を設けるなどしてサービス向上に向けた取組みが行われている。

(オ) 評価

築町二輪車等駐車場があるメルカつきまちは指定管理者が所有するビルであり、当該ビルに事務所を設置することで、建物内の施設と包括的な管理運営がなされ、トラブル時等にも迅速な対応が行われており、市民サービス向上が図られている。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 方針

長崎市築町二輪車等駐車場の管理業務については、指定管理者制度の導入に伴い、平成 18 年度から非公募により「長崎つきまち株式会社」を指定管理者として指定しているが、令和 7 年度以降の 5 年間についても、市民サービスの向上、経費削減による経済効果などを勘案し、指定管理者制度による管理を継続する。

(イ) 非公募の理由

以下の理由から引き続き非公募により指定することとしている。

- a 築町二輪車等駐車場は、メルカつきまち本体と構造上一体となっており、メルカつきまちビルの所有者である、長崎つきまち株式会社は、当該施設を一体的、総合的に管理を行なうことで、築町二輪車等駐車場の運営費の縮減を行なうなど効率的な運営がなされる。
- b 長崎つきまち株式会社は、メルカつきまちビル内に事務所を有しており、危機管理への対応や、一体的な建物全体の安全管理の面からも効率的である。

- ｃ これまでの実績により、利用者の要望や意見などに対し迅速な対応を行うなど、適正な施設の管理に努めており、アンケート調査においても利用者の評価が高い。

(ウ) 次期指定期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）

(エ) 利用料金制：適用

エ 指定までのスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和 6 年 6 月	6 月議会	・ 更新の方針の説明（所管事項調査）
令和 6 年 8 月	11 月議会	・ 特定団体に仕様書等を提示
令和 6 年 9 月		・ 特定団体から指定に必要な書類を受領
令和 6 年 11 月		・ 特定団体の決定
		指定管理者の指定
	・ 指定議案審査	
		債務負担行為の設定
		・ 補正予算議案審査